

(配偶者の平均余命)

第十二条の三 施行令第五条の七第三項第一号に規定する財務省令で定める平均余命は、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命とする。

第十二条の四 法第二十三条の二第一項第三号に規定する財務省令で定める割合は、法定利率に一を加えた数を同項第二号イに規定する配偶者居住権の存続年数で累乗して得た数をもつて一を除して得た割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

(複利年金現価率)

第十二条の五 法第二十四条第一項第一号ハに規定する複利年金現価率は、一から特定割合(同項の定期金給付契約に係る予定利率に一を加えた数を給付期間の年数で累乗して得た数をもつて一を除して得た割合をいう。)を控除した残数を当該予定利率で除して得た割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

2 前項に規定する給付期間の年数は、次の各号に掲げる定期金の区分に応じ、当該各号に定める年数とする。

一 有期定期金 定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に係る年数(一年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数)

二 終身定期金 定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る施行令第五条の八に規定する余命年数(定期金給付契約の目的とされた者に係る平均余命)

第十二条の六 施行令第五条の八に規定する財務省令で定める平均余命は、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)とする。

(複利年金終価率)

第十二条の七 法第二十五条第一号ロに規定する複利年金終価率は、特定割合(同条の定期金給付契約に係る予定利率に一を加えた数を払込済期間の年数で累乗して得た割合をいう。)から一を控除した残数を当該予定利率で除して得た割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

2 前項に規定する払込済期間の年数は、同項の定期金給付契約に基づく掛金又は保険料の払込開始の日から当該契約に関する権利を取得した日までの年数(一年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数)とする。

(相続税の申告書の記載事項)
第十三条 法第二十七条第一項又は第二十九条第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 課税価格(法第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定による相続税の課税価格とみなされた金額)及び相続税額

二 被相続人から相続又は遺贈(当該被相続人からの贈与により取得した財産で法第二十一条の九第三項の規定によるものに係る贈与を含む。)により財産を取得した全ての者に係る法第二十七条第一項に規定する相続税の課税価格の合計額及び当該合計額を基礎として算出したこれらの者に係る相続税の総額その他相続税額の計算の基礎となる事項

三 納税義務者の氏名及び住所又は居所(当該納税義務者が法第九条の四第一項又は第二項の信託の受託者(当該信託に関する権利を取得したものとみなして相続税額を計算する場合における当該信託の受託者に限る。)である場合には当該受託者の名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるもの所在地並びに当該信託の名称とし、当該納税義務者が法第六十六条规定若しくは同条第四項の持分の定めのない法人又は法第六十六条の二第二項第三号に規定する特定一般社団法人等(以下この号において「社団等」という。)である場合には当該社団等の名称及び主たる営業所若しくは事務所又は本店の所在地並びに当該社団等の代表者又は管理者の氏名及び住所又は居所とする。以下この号において同じ。)並びに個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所)

くは第二項の社団若しくは財團若しくは同条第四項の持分の定めのない法人又は法第六十六条の二第二項第三号に規定する特定一般社団法人等(以下この号において「社団等」という。)である場合には当該社団等の名称及び主たる営業所若しくは事務所又は本店の所在地並びに当該社団等の代表者又は管理者の氏名及び住所又は居所とする。以下この号において同じ。)並びに個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所)

四 国税通則法 (昭和三十七年法律第六十六号) 第百十七条第二項(納税管理人)の規定により届け出た納税管理人が当該申告書を提出する場合には、当該納税管理人の氏名及び住所並びに納税地

五 被相続人の氏名及びその死亡の時における住所又は居所

六 相続又は遺贈により取得した財産(法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項に規定する加算対象贈与財産(当該加算対象贈与財産のうち同項の相続の開始前三年以内に取得した財産以外の財産の合計額から同項の規定により百万円を控除した残額がない場合には、当該財産を除く。)を含む。)の種類、数量、価額及び所在場所の明細、当該財産の取得の事由並びにその取得の年月日

七 法第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、相続時精算課税選択届出書の提出をした税務署の名称及びその提出に係る年分並びに法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産(当該財産を取得した日の属する年分の贈与税の課税価格から法第二十二条の十一の二第一項の規定による控除をした残額がない場合には、当該財産を除く。)についての法第二十八条の贈与税の申告書を提出した税務署の名称、当該申告書を提出した年分並びに当該財産の種類、数量、価額及び所在場所の明細、当該財産の取得の事由並びにその取得の年月日並びに課税価格、相続時精算課税に係る基礎控除額及び贈与税額

八 法第十二条第一項の規定により課税価格に算入しない財産に関する事項
九 法第十三条、第十九条から第二十条の二まで及び第二十一条の十五から第二十一条の十八までの規定並びに施行令第一条の十第五項、第三十三条第一項及び第三十四条第七項の規定による控除(法以外の法律の規定による相続税額の控除を含む。)並びに法第十八条第一項の規定による加算に関する事項

十 その他参考となるべき事項

2 法第二十一条の十七又は第二十一条の十八の規定により納税に係る権利又は義務の承継をした者が提出する法第二十七条第一項の規定による申告書に記載すべき事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 法第二十一条の十七又は第二十一条の十八の死亡した者の氏名及びその死亡の時における住所又は居所並びにその死亡の年月日

二 当該承継をした者の承継の割合及び当該承継をした者が二人以上ある場合には、当該承継をした者が前号の死亡した者に係る相続又は遺贈により受けた利益の価額

三 当該承継をした者が限定承認をした場合には、その旨

四 自己の納付すべき相続税額

五 第一号の死亡した者に係る前項第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる事項

第十四条 施行令第六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める事項は、前条第一項第三号及び第四号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 死亡した者の氏名及びその死亡の時ににおける住所又は居所並びにその死亡の年月日

二 相続人が二人以上ある場合には、当該申告書を提出する者が当該相続又は遺贈により受けた利益の価額及び当該利益の価額の相続人の全員が相続又は遺贈により受けた利益の価額の合計額に対する割合

三 自己の納付すべき相続税額
四 死亡した者に係る前条第一項第一号、第二号及び第五号から第十号までに規定する事項

(還付を受けるための相続税の申告書の記載事項)

第十五条 法第二十七条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 課税価格（法第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、課税価格及びこれらの規定により相続税の課税価格とみなされた金額）及び法第二十一条の十五第三項又は第二十二条の十六第四項の規定により贈与税の税額に相当する金額を控除する前の相続税額

二 第十三条第一項第二号から第十号までに掲げる事項

三 法第三十三条の二第一項に規定する相続税額から控除しきれなかつた金額

法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の規定により納稅に係る権利又は義務の承継をした者が法第二十七条第三項の規定による申告書を提出することができる場合における当該申告書に記載すべき事項は、第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 第十三条第二項第一号から第三号までに掲げる事項

二 自己が還付を受けようとする金額

三 法第二十二条の十七又は第二十二条の十八の死亡した者に係る第十三条第一項第一号及び第五号から第十号まで並びに前項第一号及び第三号に掲げる事項

五号から第十号まで並びに前項第一号及び第三号に掲げる事項

三 法第二十七条第三項の規定により法第三十三条の二第一項の規定による還付を受けるための申告書を提出することができる者が当該申告書の提出前に死亡した場合において、当該申告書を提出することができるその相続人が当該申告書に記載すべき事項は、第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 前条第一号及び第二号に掲げる事項

二 自己が還付を受けようとする金額

三 死亡した者に係る第十三条第一項第二号及び第五号から第十号まで並びに第一項第一号及び第二号に掲げる事項

（相続税の申告書に添付する明細書の記載事項等）

第十六条 法第二十七条第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 被相続人の氏名及びその死亡の時における住所又は居所（当該被相続人に係る相続人のうち

に法第二十二条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者が相続時精算課税選択届出書を提出し

てある場合には、当該相続時精算課税適用者が相続時精算課税選択届出書を提出する相続人のうちの被相続人の死亡の時における財産の種類、数量、価額及び所在場所の明細

二 被相続人の死亡の時における債務の債権者別の種類及び金額の明細並びに債権者の氏名又は

名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

三 被相続人の死亡の時における債務の債権者別の種類及び金額の明細並びに債権者の氏名又は

名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

四 被相続人から相続又は遺贈（法第二十二条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与を含む。）により財産を取得した全ての者がこれらの事由により取得した財産又は承継した債務の各人ごとの明細

五 被相続人の法第十九条の三第一項に規定する相続人に関する事項

六 法第六十六条の二第一項の規定の適用がある場合には、次に掲げる事項

イ 被相続人の死亡の時において法第六十六条の二第一項の特定一般社団法人等が有する財産

ロ イの特定一般社団法人等に係る施行令第三十四条第一項第二号イからニまでに掲げる金額の明細

七 その他参考となるべき事項

八 法第二十九条第二項において準用する法第二十七条第四項の規定による明細書に記載すべき事項は、前項第二号及び第三号に規定する事項並びに死亡した者に係る同項第一号及び第四号から第九号までに掲げる事項のほか、自己の納付すべき贈与税額並びに第十四条第一号及び第二号に掲げる事項とする。

九 法第二十八条第二項において準用する法第二十七条第二項の規定による贈与税の申告書に記載すべき事項は、前項第二号及び第三号に規定する事項並びに死亡した者に係る同項第一号及び第四号から第九号までに掲げる事項のほか、自己の納付すべき贈与税額並びに第十四条第一号及び第二号に掲げる事項とする。

一 次に掲げるいづれかの書類（当該書類を複写機により複写したものと含む。）

イ 相続の開始の日から十日を経過した日以後に作成された戸籍の謄本で被相続人の全ての相続人を明らかにするもの

ロ 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項（法定相続情報一覧図）の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写しのうち、被相続人と相続人の関係を系統的に図示したものであつて当該被相続人の子が実子又は養子のいずれであるかの別が記載されたもの（被相続人に養子がある場合には、当該写し及び当該養子の戸籍の謄本又は抄本）

三 法第六十六条の二第一項の規定の適用がある場合には、相続の開始の日以後に作成された同一の特定一般社団法人等の登記事項証明書

(贈与税の申告書の記載事項)

第十七条 法第二十八条第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定贈与者ごとの課税価格、相続時精算課税に係る基礎控除額及び贈与税額、法第九条の四第一項又は第二項の信託に係る委託者ごとの課税価格及び贈与税額並びに特定贈与者及び当該

委託者以外の者に係る課税価格及び贈与税額並びにこれらの贈与税額の合計額

二 納稅義務者の氏名及び住所又は居所（当該納稅義務者が法第九条の四第一項又は第二項の信託の受託者（当該信託に関する権利を取得したものとみなして贈与税額を計算する場合における当該信託の受託者に限る。）である場合には当該受託者の名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるもの、所在地並びに当該信託の名称並びに委託者の氏名及び住所又は居所とし、当該納稅義務者が法第六十六条第一項若しくは第二項の社団若しくは財團又は同条第四項の持分の定めのない法人（以下この号において「社団等」という。）である場合には当該社団等の名称及び主たる営業所若しくは事務所又は本店の所在地並びに当該社団等の代表者又は管理者の氏名及び住所又は居所とする。以下この号において同じ。）並びに個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所又は居所）

三 国税通則法第一百七条第二項（納稅管理人）の規定により届け出た納稅管理人が当該申告書を提出する場合には、当該納稅管理人の氏名及び住所並びに納稅地

四 課税価格の計算の基礎となる財産の贈与をした者の氏名及び住所又は居所

五 前号の贈与をした者が当該贈与に係る特定贈与者に該当する者である場合には、その旨及び当該特定贈与者に係る相続時精算課税選択届出書の提出をした税務署の名称及びその提出による年分

六 第四号の贈与をした者（第一号の委託者を含む。）の異なることに、その年ににおいて取得した財産の種類、数量、価額及び所在場所の明細、当該財産の取得の事由並びにその取得の年

七 法第二十二条の二第四項、第二十二条の三第一項及び第二十二条の四第一項の規定により課税価格に算入しない財産に関する事項

八 法第二十二条の八の規定並びに施行令第一条の十第五項及び第三十三条第一項の規定による控除に関する事項

九 その他参考となるべき事項

3

前項の規定は、法第二十八条第一項の規定による申告書を提出すべき者で当該申告書を提出しないでその提出期限後に死亡したもののが当該申告書に係る期限後申告書を提出する場合における当該期限後申告書について準用する。

(相続税に係る期限後申告書等の記載事項)

第十八条 相続税に係る期限後申告書又は修正申告書で法第四条第一項若しくは第二項に規定する事由又は法第五十一条第二項第一号イからハまでに掲げる事由に基づいて提出するものには、それぞれ、第十三条第一項各号に掲げる事項(法第二十七条第二項(法第二十九条第二項において準用する場合を含む。)に規定する相続人又は施行令第六条第二項に規定する相続人が当該期限後申告書を提出する場合には、第十三条第一項第三号及び第四号並びに第十四条各号に掲げる事項)又は国税通則法第十九条第四項各号(修正申告書の記載事項)に掲げる事項のほか、その旨及び当該事由を記載しなければならない。

前項の規定は、法第二十七条第三項の規定により申告書を提出した者(その者に係る相続人を含む。)が前項に規定する事由に基づいて提出する修正申告書について準用する。
(連帯納付義務者に通知すべき事項)

第十九条 法第三十四条第五項に規定する財務省令で定める事項は、同項の納税義務者の相続税に係る次に掲げる事項とする。

一 当該相続税が完納されていない旨
二 当該相続税について法第三十四条第五項の規定による通知を受ける同項に規定する連帯納付義務者に同条第一項本文の規定の適用がある旨
三 当該相続税に係る被相続人の氏名
四 その他必要な事項
(金融商品取引所に上場されている法人に類する法人)

第十九条 法第十三条に規定する財務省令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 その発行する株式(出資を含む。以下この条において同じ。)が金融商品取引法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第六百七十七条の十一第一項(店頭売買有価証券登録原簿への登録)に規定する店頭売買有価証券登録原簿(第三号において「店頭売買有価証券登録原簿」という。)に登録されている法人
二 その発行する株式が金融商品取引法第二条第十六条(定義)に規定する金融商品取引所に類するものであつて外国に所在するものに上場されている法人
三 その発行する株式が店頭売買有価証券登録原簿に類するものであつて外国に備えられているものに登録されている法人
(延納申請書等の記載事項等)

第二十条 法第三十九条第一項(法第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。この場合において、法第五十二条第一項第一号イ又はロに規定する場合に該当するときは、第五号又は第六号に掲げる事項については、延納を求めようとする相続税額を施行令第十四条第三項に規定する不動産等に係る延納相続税額又は法第五十二条第一項第一号ロに掲げる税額とその他の部分の延納相続税額とに区分した内訳並びに当該区分した延納相続税額に係る同号イ又はロに定める割合、期間、分納税額及び納期限を併せて記載しなければならない。

一 第十三条第一項第三号及び第四号に掲げる事項(個人番号を除く。以下同じ。)
二 納付すべき相続税額
三 納期限までに、又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする金額及びその困難とする理由
四 施行令第十二条第一項第二号に掲げる額及びその計算の明細
五 延納を求めるうとする相続税額及び期間並びに分納税額及びその納期限
六 延納を求めるうとする相続税額に併せて納付する利子税の額の計算に用いる割合
七 法第三十八条第四項ただし書の規定に該当しない場合には、担保を提供する旨(納税義務者以外の第三者が担保を提供する場合には、当該第三者のその旨及び氏名又は名称)並びに担保

の種類、数量、価額及びその所在場所(その担保が保証人の保証である場合には、その保証人の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)
八 その他参考となるべき事項

法第三十九条第一項に規定する財務省令で定める書類(以下この条において「担保提供関係書類」という。)は、次の各号に掲げる担保の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 有価証券 次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
イ 登録国債 国債規則(大正十一年大蔵省令第三十一号)の規定により担保の登録をした旨の同令第四十一条(登録済通知書の交付)に規定する登録済通知書

ロ 振替株式等(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第一項第十二号から第二十一号まで(定義)に掲げる株式その他の有価証券で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うものをいう。)担保となる当該振替株式等の銘柄、数量及び金額を記載した書類

ハ 以及びロに掲げる有価証券以外の有価証券供託書の正本

二 土地 次に掲げる書類(担保の提供に係る相続税の課税価格計算の基礎となつた財産を担保に提供しようとする場合には、ロに掲げるものを除く。)

イ 担保となる土地の登記事項証明書
ロ 担保となる土地の評価の明細(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十四条第九号(固定資産税に関する用語の意義)に掲げる固定資産課税台帳に登録された価格について市町村長が交付する証明書(以下この条及び第二十二条第三項において「固定資産税評価証明書」という。)を含む。)

ハ 税務署長が提出を求めた場合には、次に掲げる書類を速やかに提出することを納税義務者が約する書類

(1) 抵当権の設定の登記に係る土地の所有者の当該設定を承諾する旨の書類(当該所有者の記名押印があるものに限る。)

ハ 税務署長が提出を求めた場合には、次に掲げる書類を速やかに提出することを納税義務者が約する書類

(1) 抵当権の設定の登記又は登録に係る建物等の所有者の当該設定を承諾する旨の書類(当該所有者の記名押印があるものに限る。)

ハ 税務署長が提出を求めた場合には、次に掲げる書類を速やかに提出することを納税義務者が約する書類

(1) 抵当権の設定の登記又は登録に係る建物等の所有者の当該設定を承諾する旨の書類(当該所有者の記名押印があるものに限る。)

ハ 税務署長が提出を求めた場合には、次に掲げる書類を速やかに提出することを納税義務者が約する書類

(1) 抵当権の設定の登記又は登録に係る建物等の所有者の当該設定を承諾する旨の書類(当該所有者の記名押印があるものに限る。)

ハ 税務署長が提出を求めた場合には、次に掲げる書類を速やかに提出することを納税義務者が約する書類

(1) 保険業法(平成七年法律第五百五号)第二条第一項(定義)に規定する保険業その他これに類する事業を行う者に対して提出する書類で、担保となる建物等に付された保険に係る保険金請求権に質権を設定することの承認を請求するためのもの

ホ 担保となる建物等に付された保険に係る保険証券の写し

二 保険業法(平成七年法律第五百五号)第二条第一項(定義)に規定する保険業その他これに類する事業を行う者に対して提出する書類で、担保となる建物等に付された保険に係る保険

四 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団(以下この号及び次号において「鉄道財団等」という。)次に掲げる書類(担保の提供に係る相続税の課税価格計算の基礎となつた財産を担保に提供しようする場合には、ロに掲げるものを除く。)

四	延納によつても金銭で納付することを困難とする金額及びその困難とする事由
五	施行令第十七条に規定する延納によつて納付することができる額及びその計算の明細
六	物納に充てようとする財産の種類、数量、価額及び所在場所
七	法第四十一項に規定する物納後財産を物納に充てようとする場合には、同項に規定する事由その他当該財産を物納に充てようとする特別の事由
八	法第四十一条第二項(第三号に掲げる財産(前条第三項に規定する財産を除く。)を物納に充てようとする場合には、法第四十一条第五項に規定する事由その他当該財産を物納に充てようとする特別の事由
九	物納に充てようとする財産が当該財産の取得の時から法第四十二条第一項の申請書の提出の時(法第四十五条第二項において準用する場合には、同項において準用する法第四十二条第一項の申請書の提出の時)までの間にその状況に著しい変化を生じたものである場合には、その変化の状況の詳細
十	その他参考となるべき事項
2	法第四十二条第一項(法第四十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める書類(次項から第七項までにおいて「物納手続関係書類」という。)は、次の各号に掲げる物納に充てようとする財産の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
一	土地 次に掲げる書類(当該土地の取引において通常必要とされない場合には、ハに掲げるものを除く。)
イ	物納に充てようとする土地(以下この条において「物納申請土地」という。)に関する登記事項証明書
ロ	不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項(地図等)に規定する地図の写し又は同条第四項に規定する地図に準ずる図面の写しその他の土地の所在を明らかにする図面(次号ロ及び第三号ロにおいて「地図等」という。)
ハ	不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)第二条第三号(定義)に規定する地積測量図
二	隣地の所有者(当該隣地が国有地又は公有地である場合には、その管理者)との間で境界の同意がある旨を確認した書類
ホ	税務署長が提出を求めた場合には、次に掲げる書類を速やかに提出することを納稅義務者が約する書類
ハ	不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)第二条第三号(定義)に規定する地積測量図
二	隣地の所有者(当該隣地が国有地又は公有地である場合には、その管理者)との間で境界の同意がある旨を確認した書類
ホ	税務署長が提出を求めた場合には、次に掲げる書類を速やかに提出することを納稅義務者が約する書類
ハ	不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)第二条第三号(定義)に規定する地積測量図
二	建物の登記に係る納稅義務者の当該移転を承諾する旨の書類(当該納稅義務者の記名押印があるものに限る。)
イ	納稅義務者の印鑑証明書
二	建物次に掲げる書類
イ	物納に充てようとする建物(以下この条において「物納申請建物」という。)の登記事項証明書
ロ	地図等及び物納申請建物の建物所在図
ハ	建物平面図その他の図面で部屋の配置を明らかにするもの
ニ	ホ 前号へに掲げる書類
ホ	建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第三項(定義)に規定する専有部分その他これに類するものについて物納の許可の申請をする場合には、建物の管理規約
ハ	立木 次に掲げる書類(登記のない立木の場合は、イ及びニに掲げるものを除く。)
ニ	イ 物納に充てようとする立木(以下この号において「物納申請立木」という。)の登記事項証明書

3	口 地図等及び物納申請立木の所在を明らかにする図面 ハ 樹齢、樹種その他の物納申請立木を特定するために必要な事項を記載した書類 二 第一号へに掲げる書類
六	口 年法規(第二百二号)第十四条(登記事項証明書等)に規定する登記事項証明書等その他これらに類する書類
五	口 税務署長が提出を求めた場合には、速やかに第一号へ(1)及び(2)に掲げる書類、小型船舶の登録等に関する法律第十九条第一項(譲渡証明書)に規定する譲渡証明書その他船舶の収納の手続に必要な書類を提出することを納稅義務者が約する書類 イ 前条第一項に規定する投資証券及び同条第二項第一号に掲げる証券投資信託の受益証券金融商品取引法第二条第十項(定義)に規定する目論見書その他これに類する書類で、法第四十一条第二項第二号トの請求又は前条第二項第二号の請求を行うことができる日が一月につき一日以上であることを明らかにするもの
六	口 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所において上場されている法人が発行する株式(第十九条各号に掲げる法人が発行する株式を含む。)以外の株式(以下この号において「非上場株式」という。)に係る株券 次に掲げる書類 イ 非上場株式に係る法人の登記事項証明書 ロ 非上場株式に係る法人の株主名簿の写し ハ 税務署長が次に掲げる行為を求めた場合には、これを履行することを納稅義務者が約する書類
五	口 金融商品取引法その他の法令の規定により一般競争入札に際し必要なものとして定められていた書類を非上場株式に係る法人が税務署長に求められた日から六月以内に提出すること。 二 非上場株式に係る法人の税務署長に規定する役員の名簿で当該役員の氏名、生年月日、住所又は居所及び性別の記載があるもの ホ 非上場株式に係る法人が施行令第十八条第二号へに規定する株式会社に該当しないことを当該法人の代表者が誓約する書面 七 動産 次に掲げる書類 イ 当該動産の価額の計算の明細を記載した書類 ロ 税務署長が收納に必要な手続をとることを求めた場合には、速やかに当該手続をとることを納稅義務者が約する書類
二	口 前項第一号に掲げる財産が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、同項第一号に定める書類のほか、当該各号に定める書類を物納手続関係書類として提出しなければならない。 一 物納申請土地に土地使用収益権が設定されている場合又は設定されることとなる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 イ 当該土地の上に建物が存しない場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 (1) 物納申請土地に土地使用収益権を設定し、物納の許可の申請をする者が土地使用収益権を有する者(以下この号及び第四号において「土地使用収益権者」という。)となる場合 次に掲げる書類 (ii) 物納申請土地を国から借り受けける旨の書類 土地使用収益権が設定される土地の範囲を明らかにした図面で、当該範囲の面積及び境界を確認できるもの

- (2) (1) に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書類
- 土地使用収益契約の内容を確認できる書類
- (i) (i) に掲げる書類により土地使用収益権が設定されている土地の範囲を明らかにできない場合には、当該土地使用収益権が設定されている土地の範囲を明らかにした書類
- (ii) 土地使用収益権者ごとに土地使用収益権が設定されている土地の範囲を明らかにした書類
- (iii) 圖面で、当該範囲の面積及び境界を確認できるもの
- (iv) 物納の許可の申請の日前三月間の地代の支払状況が確認できる書類 (当該三月間に地代の支払期限がない場合には、直前の支払期限に係る支払状況が確認できる書類)
- (v) 敷金、保証金その他の債務について納税義務者と土地使用収益権者との間において清算し、当該債務を国に引き受けさせない旨を確認する書類
- (vi) 法第四十二条第二項 (法第四十五条第二項において準用する場合を含む。) に規定する申請書の提出期限 (法第四十八条の二第六項において準用する場合には、同条第三項の提出があつた日) の翌日から起算して一年以内に当該申請に係る物納の許可がされない場合において、税務署長が提出を求めたときには、その求めた日前三月間の地代の支払状況が確認できる書類 (当該三月間に地代の支払期限がない場合には、直前の支払期限に係る支払状況が確認できる書類) を提出することを約する書類
- (vii) 土地使用収益権者 (金融商品取引法第二条第十六条に規定する金融商品取引所において上場されている法人 (次項第一号イ (5)において「上場会社」という。) を除く。) が施行令第十八条第一号ワ (1) から (3) までに掲げる者に該当しないことを当該土地使用収益権者が誓約する書面 (当該土地使用収益権者が法人である場合にあつては、当該法人が同号ワ (2) 又は (3) に掲げる者に該当しないことを当該法人の代表者が誓約する書面並びに当該法人の同号ワ (3) に規定する役員等の名簿で当該役員等の氏名、生年月日、住所又は居所及び性別の記載があるもの)
- ロ 当該土地の上に建物が存する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
- (1) 物納申請土地に土地使用収益権を設定し、物納の許可の申請をする者が土地使用収益権者となる場合 次に掲げる書類
- (2) (i) イ (1) に定める書類
- (ii) イ (2) に定める書類
- (1) (i-i) に掲げる書類
- 二 物納申請土地に係る土地使用収益契約の相手方と当該物納申請土地の占有者が異なる場合
- 三 当該土地使用収益契約の相手方と当該物納申請土地の占有者が異なる理由を明らかにする書類
- 三 物納申請土地の隣地の上に存する建物のひさし、工作物又は樹木の枝その他これらに類するもの (以下この号において「ひさし等」という。) が境界を越える場合でその境界を越える度合が軽微な場合又は境界上にある場合 次に掲げる書類
- イ 当該ひさし等の所有者が改築等を行うに際して当該ひさし等を撤去し、又は移動することを約する書類
- ロ 境界を越えている状況又は境界上に存している状況を示した図面
- 四 物納申請土地 (借地権が設定されている土地を除き、物納財産である建物の所有を目的として設定されている借地権を含む。以下この号において同じ。) の上に存する建物、工作物又は

- 樹木その他これらに類するもの (以下この号において「建物等」という。) が、当該物納申請土地の隣地との境界を越えている場合又は境界上に存する場合 次に掲げる書類
- イ 当該隣地の所有者 (当該隣地の土地使用収益権者がいる場合には、当該土地使用収益権者が物納申請土地の収納後においても当該建物等の撤去及び当該隣地の使用料その他の負担を求めるなどを約する書類)
- ロ 建物等が当該物納申請土地の隣地との境界を越えている状況又は境界上に存している状況を示した図面
- 六 物納申請土地が建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十三条第一項 (敷地等と道路との関係) に規定する道路に接していない場合 当該物納申請土地の隣地の所有者が当該隣地を通行することを承諾した旨の書類
- イ 土地区画整理法第九十八条第五項 (仮換地の指定)、新都市基盤整備法 (昭和四十七年法律第八十六号) 第三十九条 (仮換地の指定) 若しくは大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (昭和五十年法律第六十七号) 第八十三条 (土地区画整理法の準用) 若しくは土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第五十三条の五第三項 (一时利用地の指定) の規定による仮換地 (ロにおいて「仮換地」という。) 若しくは一時利用地 (ロにおいて「一時利用地」という。) の指定の通知書の写し又は土地区画整理事業等の進捗状況を確認できる書類
- ロ 仮換地若しくは一時利用地の位置及び形状を表示した図面の写し又は土地区画整理法第八十七条第一項第一号 (換地計画)、新都市基盤整備法第三十一条第一号 (換地計画) 若しくは大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十三条第一号 (換地計画) 若しくは土地改良法第五十二条の五第一号 (換地計画) の換地設計の内容を確認できる図面の写し
- ハ 収納の時までに発生した土地区画整理法第四十条 (経費の賦課徴収) 若しくは大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十条 (賦課金、負担金等) 又は土地改良法第三十九条 (賦課金等の徴収) の規定による賦課金その他これに類する債務を納税義務者が負担することを確認できる書類
- 二 土地区画整理法第一百十条第一項 (清算金の徴収及び交付)、新都市基盤整備法第四十二条 (清算) 若しくは大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条又は土地改良法第五十四条の三 (清算金の徴収及び支払い) の規定による清算金の授受に係る権利及び義務が納税義務者に帰属することを確認できる書類
- 一 敷地とともに物納に充てる建物 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
- イ 建物に賃借人がいる場合 次に掲げる書類
- (1) 建物の賃貸借契約の内容を確認できる書類
- (2) 物納の許可の申請の日前三月間の賃借料の支払状況が確認できる書類 (当該三月間に賃借料の支払期限がない場合には、直前の支払期限に係る支払状況が確認できる書類)
- (3) 敷金、保証金その他の債務について納税義務者と賃借人との間において清算し、当該債務を国に引き受けさせないことを確認する書類
- (4) 法第四十二条第二項 (法第四十五条第二項において準用する場合を含む。) に規定する申請書の提出期限 (法第四十八条の二第六項において準用する場合には、同条第三項の提出があつた日) の翌日から起算して一年以内に物納の許可がされない場合において、税務署長が提出を求めたときには、その求めた日前三月間の賃借料の支払状況が確認できる書

(届書等情報に類するものの範囲等)

第二十九条の二

法第五十八条第一項に規定する届書等情報を類するものとして財務省令で定めるものは、死亡又は失踪（以下この条において「死亡等」という。）に関する戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）第七十六条第三項（受付帳）に規定する受付帳情報を記録するための規定による、当該死亡等により除籍された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報及び死亡等をした者が当該死亡等により除籍された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報であつて、当該死亡等をした者及び当該死亡等をした者に係る相続人を特定するための必要なものとする。

3

法第五十八条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 法第五十八条第二項の死亡等をした者の氏名、生年月日、その死亡等の時における住所及びその死亡等の年月日

2

次に掲げる法第五十八条第二項の財産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項（同項の死亡等の直前において同項の固定資産課税台帳に登録されていたものに限る。）

イ 土地 所在、地番、地目、地積及び価格
ロ 家屋 所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格

3 その他参考となるべき事項

（調書の記載事項等）

第三十条 保険金（法第五十九条第一項第一号に規定する保険金をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の支払をする保険会社等（法第十条第一項第五号に規定する保険会社等をいう。第五項において同じ。）で法の施行地に営業所等（法第五十九条第一項に規定する営業所等をいう。次項及び第五項において同じ。）を有するものは、同条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、保険金の支払を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。

一 その支払を受ける者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号
二 その月中に支払った保険金の金額
三 その支払の基礎となる契約に係る保険料（共済掛金を含む。第六号ロ及び第五項第六号において同じ。）の総額
四 その支払の確定した日

五 その支払の直前において第三号の契約に係る契約者であった者（次号ロにおいて「現契約者」という。）の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号

六 第三号の契約（第六項第三号から第五号までに掲げるものを除く。）の締結後に当該契約に係る契約者の変更（当該契約に係る契約者の死亡に伴い行われるものと除く。イ及びハにおいて同一。）が行われた場合には、次に掲げる事項イ 当該契約者の変更（当該契約に係る契約者の変更が二回以上行われた場合には、最後の契約者の変更）前契約者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地に係る現契約者が払い込んだ保険料の額
ロ 当該契約に係る契約者の変更が行われた回数
七 その他参考となるべき事項

2 退職手当金等（法第五十九条第一項に規定する退職手当金等をいう。以下この条において同じ。）の支給をする者で法の施行地に営業所等を有するものは、同項（第二号に係る部分に限る。）の規定により、退職手当金等の支給を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。
一 その支給を受ける者の氏名、住所又は居所及び個人番号
二 その月中に支給をした退職手当金等の金額

三 その他支給の確定した日
四 その他参考となるべき事項

法第五十九条第一項ただし書に規定する財務省令で定める額は、百万円とする。

五 保険金又は退職手当金等を年金として支払又は支給を受ける権利については、当該権利が確定したときに法第二十四条の規定により評価した金額による当該保険金又は退職手当金等の支払又は支給があつたものとして、法第五十九条第一項の規定を適用する。

六 生命保険契約（法第三条第一項第一号に規定する生命保険契約をいう。次項において同じ。）又は損害保険契約（同号に規定する損害保険契約をいう。同項において同じ。）の契約者が死亡したことに伴いこれらの契約の契約者の変更の手続を行つた保険会社等で法の施行地に営業所等を有するものは、法第五十九条第二項の規定により、その変更後の契約者別に、次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。

一 その変更後の契約者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
二 その変更前の契約者の氏名及び住所又は居所
三 その変更前の契約者が死亡した日
四 その変更の効力が生じた日

五 その変更に係る契約の解約返戻金相当額（前二号に掲げる日のいずれかの日において当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額をいう。次項第一号において同じ。）
六 前号の契約に係る保険料の総額及び第一号の契約者が払い込んだ保険料の金額
七 その他参考となるべき事項

六 法第五十九条第二項ただし書に規定する財務省令で定める契約は、次のいずれかに該当する契約とする。

一 解約返戻金相当額が百万円以下である生命保険契約又は損害保険契約
二 一定期間内に保険事故（共済事故を含む。）が発生しなかつた場合において返還金その他これに準ずるものとの支払がない生命保険契約又は損害保険契約
三 施行令第一条の二第一項第三号ホ若しくはヘに掲げる契約又は同条第二項第二号ホに掲げる契約

四 普通保険契約において、団体又は団体の代表者を契約者とし、当該団体に所属する者を保険法（平成二十年法律第五十六号）第二条第四号（定義）に規定する被保険者とすることとなつてゐる生命保険契約又は損害保険契約

五 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第三号（定義）に規定する管理組合又は同条第四号に規定する管理者等を契約者とし、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第四号（定義）に規定する共同部分又は同法第六十七条第一項（団地共用部分）に規定する団地共用部分を保険の目的とする損害保険契約

六 法第五十九条第三項ただし書に規定する財務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
一 受託者の引き受けた信託について受益者（受益者としての権利を現に有する者の存しない信託にあつては、委託者。以下この号において同じ。）別に当該信託の信託財産に属する財産をより評価することが困難であるものについては、当該財産の見積価額。以下この号において同一。）の合計額（その年の一月一日から当該信託につき法第五十九条第三項各号に掲げる事由が生じた日の前日までの間に当該信託と受益者が同一である他の信託（以下この号において「従前信託」という。）について当該事由が生じていた場合には、当該信託及び当該従前信託の信託財産に属する財産を法第二十二条から第二十五条までの規定により評価した価額の合計）が五十万円以下であること。

二 受託者の引き受けた信託が投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項（定義）に規定する投資信託であること。

三 受託者の引き受けた貸付信託（貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第二条第一項（定義）に規定する貸付信託をいう。以下この項において同じ。）の受益権が当該貸付信託の無記名式の同条第二項に規定する受益証券に係るものであること。

四 受託者の引き受けた受益証券発行信託（信託法（平成十八年法律第百八号）第八十五条第三項（受益証券の発行に関する信託行為の定め）に規定する受益証券発行信託をいう。）の受益権が当該受益証券発行信託の無記名式の同条第一項に規定する受益証券に係るものであること。

五 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事由

イ 法第五十九条第三項第一号に掲げる事由が生じた場合 受託者の引き受けた信託が次に掲げるものであること。

（1） 法第二十一条の四第二項に規定する特定障害者扶養信託契約に基づく信託

（2） 税特措法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の二の二第二項第一号イ（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する教育資金管理契約に基づく信託

（3） 租税特別措置法第七十条の二の三第二項第一号イ（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する結婚・子育て資金管理契約に基づく信託

（4） 委託者と受益者等（法第九条の二第一項に規定する受益者等をいう。以下この号において同じ。）とが同一である信託

（5） 法第五十九条第三項第二号に掲げる事由が生じた場合 次に掲げる事由

（1） 受託者の引き受けた信託について生じた法第五十九条第三項第二号に掲げる事由が所得税法第二百二十四条の三第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する株式等又は同法第二百二十四条の四（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する信託受益権の譲渡によるものであることから、当該信託の受託者が同法第二百二十五条第一項（支払調書及び支払通知書）に規定する調書を同項の規定により提出することとなること。

（2） 受託者の引き受けた信託が顧客分別金信託等（金融商品取引法第四十三条の二第二項（分別管理）の規定による信託、資金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和五一年労働省令第二十六号）第二条第一項第二号（貯蓄金の保全措置）に規定する信託契約に基づく信託その他これらに類する信託をいう。ハ（3）において同じ。）であること。

（3） 受託者の引き受けた信託が金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十六条第一項第七号の二イからまで（金融商品取引業から除かれるもの）に掲げる要件の全てを満たす金銭の信託（当該信託につき法第五十九条第三項第二号に掲げる事由が生じたことにより当該信託の受益者等が取得する金銭その他の資産が、退職手当等又は所得税法第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等若しくは同法第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等（ハ（4）において「給与所得等」という。）に該当する場合における当該信託に限る。（4）において同じ。）であること。

（4） 受託者の引き受けた信託が次に掲げる要件の全てを満たす金銭の信託であること。

（i） 発行法人等（株式の発行法人又は当該発行法人と資本関係若しくは取引関係を有する法人であつて当該発行法人が指定したものをいう。（4）において同じ。）を委託者とする信託で、当該受託者が当該発行法人の株式を取得するものであること。

（ii） 当該受託者が取得した株式は、（i）の発行法人等の定款の規定、株主総会、社員総会、取締役会その他これらに準ずるものの決議若しくは会社法（平成十七年法律第八十

六号）第四百四条第三項（指名委員会等の権限等）の報酬委員会の決定又は当該発行法人等の従業員の勤続年数、業績その他の基準を勘案して当該発行法人等が定めた当該株式の付与に関する規則に従つて当該発行法人等の役員若しくは従業員である者若しくは役員若しくは従業員であった者又はこれらの者の相続人（包括受遺者を含む。）に付与されること。

（iii） 当該受託者がその信託財産として受け入れる金銭は、その全てが（i）の発行法人等から拠出されること。

（iv） 当該受託者にその信託財産として新株予約権が付与される場合には、当該新株予約権の全てが（i）の発行法人により付与されること。

（v） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）の全てが（i）の発行法人により付与されること。

（vi） 当該受託者が当該受益証券に係る受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益証券に係る受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）から拠出されること。

（vii） 当該受託者にその信託財産として新株予約権が付与される場合には、当該新株予約権の全てが（i）の発行法人により付与されること。

（viii） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）の全てが（i）の発行法人により付与されること。

（ix） 当該受託者が当該受益証券に係る受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益証券に係る受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）から拠出されること。

（x） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）の全てが（i）の発行法人により付与されること。

（xi） 当該受託者が当該受益証券に係る受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益証券に係る受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）から拠出されること。

（xii） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）の全てが（i）の発行法人により付与されること。

（xiii） 当該受託者が当該受益証券に係る受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益証券に係る受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）から拠出されること。

（xiv） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）の全てが（i）の発行法人により付与されること。

（xv） 当該受託者が当該受益証券に係る受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益証券に係る受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）から拠出されること。

（xvi） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）の全てが（i）の発行法人により付与されること。

（xvii） 当該受託者が当該受益証券に係る受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益証券に係る受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）から拠出されること。

（xviii） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）の全てが（i）の発行法人により付与されること。

（xix） 当該受託者が当該受益証券に係る受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益証券に係る受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）から拠出されること。

（xx） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）の全てが（i）の発行法人により付与されること。

（xxi） 当該受託者が当該受益証券に係る受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益証券に係る受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）から拠出されること。

（xxii） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）の全てが（i）の発行法人により付与されること。

（xxiii） 当該受託者が当該受益証券に係る受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益証券に係る受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）から拠出されること。

（xxiv） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）の全てが（i）の発行法人により付与されること。

（xxv） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）から拠出されること。

（xxvi） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）の全てが（i）の発行法人により付与されること。

（xxvii） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）から拠出されること。

（xxviii） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）の全てが（i）の発行法人により付与されること。

（xxix） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）から拠出されること。

（xxx） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）の全てが（i）の発行法人により付与されること。

（xxxi） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）から拠出されること。

（xxxii） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）の全てが（i）の発行法人により付与されること。

（xxxiii） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）から拠出されること。

（xxxiv） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）の全てが（i）の発行法人により付与されること。

（xxxv） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）から拠出されること。

（xxxvi） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）の全てが（i）の発行法人により付与されること。

（xxxvii） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）から拠出されること。

（xxxviii） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）の全てが（i）の発行法人により付与されること。

（xxxix） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）から拠出されること。

（xxxi） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）の全てが（i）の発行法人により付与されること。

（xxxi） 当該受託者が当該受益権を買取つたこと（当該受託者が当該受益権を遅滞なく消却する場合に限る。）から拠出されること。

(2) 受託者の引き受けた信託の受益者等（法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託の受託者を含む。）がそれぞれ有する当該信託に関する権利の価額に変動がないこと。

8 法第五十九条第五項に規定する財務省令で定めるところにより算出した数は、同項に規定する調書（以下この項及び次項において「調書」という。）の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間にその者が提出すべきであつた当該調書の第五号書式から第九号書式までの書式ごとの枚数とする。

9 調書を提出すべき者が法第五十九条第五項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する記載事項（次項、第十一項及び第十三項第三号において「記載事項」という。）を同一条第一項から第三項までの規定に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条（事前届出等）の規定の例による。

10 法第五十九条第五項第一号に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項の規定の例により届出をした者（同令第五条第一項（電子情報処理組織による申請等）の定めるところにより記載事項を送信する方法

二 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第四項の規定の例により届出をした者（同令第五条の二第一項（電子情報処理組織による申請等）の定めるところにより、記載事項を同項に規定する特定ファイルに記録し、かつ、法第五十九条第一項から第三項までの規定に規定する所轄税務署長（当該届出をした者が同条第七項の承認を受けている場合には、第十四項に規定する税務署長）に対して、当該特定ファイルに記録された当該記載事項を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与する方法

11 前項第二号に定める方法により記載事項を提供する者は、同号に規定する特定ファイルに記録した当該記載事項の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいう。）を同号の権限を付与した状態で国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第三項の定めるところにより保存しなければならない。

12 法第五十九条第五項第二号に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク又は磁気ディスクとする。

13 施行令第三十条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 施行令第三十条第三項の申請書の提出をする者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は所在所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地）

二 法第五十九条第七項の承認を受けようとする旨

三 記載事項を提供しようとする税務署長及び当該税務署長に提供しようとする理由

四 法第五十九条第五項各号に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別

五 その他参考となるべき事項

14 法第五十九条第七項に規定する財務省令で定める税務署長は、施行令第三十条第三項の所轄税務署長への申請に基づく同条第四項又は第五項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長と式による。

（調書の書式）

第三十一条 法第五十九条第一項第一号の調書は第五号書式又は第六号書式により、同項第二号の調書は第七号書式により、同条第二項の調書は第八号書式により、同条第三項の調書は第九号書式による。

（特定目的会社等の範囲等）
第三十二条 施行令第三十四条第四項第三号に規定する特定目的会社又はこれに類する会社であつて財務省令で定めるものは、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社（次項において「特定目的会社」という。）又は専ら資産流動化（二連の行為として、有価証券の発行又は資金の借入れにより得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理及び处分により得られる金銭をもつて、当該有価証券又は資金の借入れに係る債務の履行を行う行為をいう。以下この項及び第三項において同じ。）を行うことを目的とする会社（会社法第二条第二号（定義）に規定する外国会社を含む。）であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 資産流動化に係る業務及びその附帯業務を現に行つてること。
二 資産流動化に係る業務として取得した資産以外の資産（当該資産流動化に係る業務及びその附帯業務を行うために必要と認められる資産並びにこれらの業務に係る業務上の余裕金を除く。）を保有していないこと。

三 当該有価証券の発行に際して金融商品取引法第二条第三項（定義）に規定する取得勧誘を行つてること。

1 行政令第三十四条第四項第三号に規定する一般社団法人又は一般財團法人で財務省令で定めるものは、特定目的会社又は前項に規定する会社の発行済株式又は出資（剰余金の配当若しくは利益の配当又は残余財産の分配について優先的内容を有するものを除く。）の全部を保有し、かつ、当該発行済株式又は出資以外の資産を保有していないものとする。

2 行政令第三十四条第四項第四号に規定する財務省令で定める一般社団法人又は一般財團法人は、専ら資産流動化を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財團法人で定める（第一項各号に掲げる要件を満たすものとする。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

（公益事業の範囲）

2 施行令附則第四項に規定する公益を目的とする事業で財務省令で定めるものは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第六条（学校の設置者の特例）に規定する私立の幼稚園又は就学前の子どもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第四条第一項（幼保連携型認定こども園の設置に係る条例）の規定により設置される同項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）を設置し、運営する事業とする。

（幼稚園等経営事業を引き続き行なうことが確実と認められる者）

3 施行令附則第四項に規定する財務省令で定める者は、被相続人（当該被相続人の被相続人を含む。）により当該被相続人からの相続の開始の年の五年前の年の一月一日から引き続いて行われてきた前項に規定する事業を当該被相続人の死亡により承継し、かつ、当該事業に係る幼稚園等における教育又は保育（以下単に「教育」という。）の用に供するものとして相当と認められるものに専ら供するもの（以下「教育用財産」という。）であることにつき次項に定めるところにより届出がされている財産を当該被相続人からの相続又は遺贈により取得してこれを当該事業の用に供する相続人で、当該相続の開始の年以後の年も当該事業を引き続いて行なうことが確実であると認められるものとする。

4 附則第二項に規定する事業を行なう個人は、当該事業に係る幼稚園等における教育用財産を取得して、これを当該幼稚園等における教育の用に供した場合には、当該教育の用に供した日から四月以内に、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を当該個人の所得税の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 届出書を提出する者の氏名及び住所

- 三 当該教育の用に供した教育用財産（当該届出書が最初に提出されるものである場合には、当該提出の日において当該幼稚園等における教育の用に供されている教育用財産）の明細、その用途及び所在地又は所在場所

四 その他参考となるべき事項

一 届出書を提出する者の氏名及び住所

二 当該幼稚園等の名称及び所在地

三 当該教育用財産で当該幼稚園等における教育の用に供しなくなつたものの明細及びその所在地又は所在場所

四 その他参考となるべき事項

一 教育用財産の届出については、前二項の規定による届出書の提出をすることに代えて、附則第四項に規定する個人が、その年以後の各年分の所得税の所得税法第二条第一項第三十七号（定義）に規定する確定申告書（その提出期限内に提出されるものに限る。）に、次に掲げる事項を記載した書類を添付して提出することができる。

二 その年十二月三十一日（その者が年の中途で死亡した場合には、その死亡の日）においてその者の行う附則第四項に規定する事業に係る幼稚園等における教育の用に供されている教育用財産の明細、その用途及び所在地又は所在場所

三 その他参考となるべき事項

（事業が適正に行われていると認められる場合）

一 施行令附則第四項に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる要件の全てが満たされている場合とする。

二 行政令附則第四項に規定する財務省令で定める者に該当する同項に規定する事業を行う個人及び当該個人に係る附則第三項に規定する当該事業を行つていた被相続人（当該被相続人の被相続人で当該事業を行つていたものを含むものとし、以下「事業経営者」と総称する。）が、当該被相続人に係る相続の開始の年の五年前の年以後の各年において当該事業に係る資産のうちその者の家のために入ることのできるものの金額は、当該事業の規模及び当該事業の使用人に対する給与の支給の状況並びに当該事業に係る幼稚園等と同種、同規模の幼稚園等を設置する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人の代表者に対する報酬の支給の状況等に照らし、その者が当該事業から受けける報酬の額として相当であると認められる金額として次項から第十一項までに定めるところにより当該事業に係るその者の所得税の納税地の所轄税務署長の認定を受けた金額（附則第十二項において準用する附則第八項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る当該金額に関し、この号の規定による認定を受けたときは、当該認定に係る年以後の各年については、当該認定を受けた金額）を超えていないこと。

三 前号に規定する五年前の年以後の各年において、事業経営者の親族その他事業経営者と法第六十四条第一項に規定する特別の関係（以下「特別関係」という。）がある者で当該事業に從事するものに対して支給する給与の金額は、その労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度、当該事業に従事する他の使用人が支払を受ける給料の状況並びに当該事業に係る幼稚園等と同種の幼稚園等が支給する給与の状況等に照らし、その労務の対価として相当であると認められるものであること。

三 事業経営者は、第一号に規定する五年前の年以後の各年分の所得税又は当該五年前の年以後において相続若しくは遺贈若しくは贈与により取得した財産に係る相続税若しくは贈与税に係る国税通則法第六十六条第一項、第五項若しくは第六項（無申告加算税）の無申告加算税又は

同法第六十八条第一項、第二項若しくは第四項（同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）の重加算税を課されたことがなく、かつ、当該各年において所得税法第四編第一章から第六章まで（源泉徴収）の規定により徴収して納付すべき所得税に係る国税通則法第六十七条第一項（不納付加算税）の不納付加算税又は同法第六十八条第三項若しくは第四項（同条第三項の重加算税に係る部分に限る。）の重加算税を徴収されたことがないこと。

四 事業経営者は、第一号に規定する五年前の年以後の各年分の事業所得の金額の計算上総収用の額と他の収入金額及び費用の額とを明確に区分して経理しており、かつ、所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第五十六条から第六十四条まで（青色申告者の備え付けるべき帳簿書類等）の規定の例により、当該事業につき帳簿書類を備え付けて、これに当該事業に係る収入金額及び費用の額、資産、負債及び資本に係る一切の取引並びに第二号に規定する事項を記録し、保存していること。

五 事業経営者は、第一号に規定する五年前の年以後の各年分の事業所得の金額の計算上総収用の額と他の収入金額及び費用の額とを明確に区分して経理しており、かつ、所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第五十六条から第六十四条まで（青色申告者の備え付けるべき帳簿書類等）の規定の例により、当該事業につき帳簿書類を備え付けて、これに当該事業に係る収入金額及び費用の額、資産、負債及び資本に係る一切の取引並びに第二号に規定する事項を記録し、保存していること。

六 事業経営者は、当該事業に属する資産については、第一号に規定する五年前の年以後の各年において、当該事業のための支出（同号の税務署長の認定を受けた金額の範囲内における当該事業に係る事業経営者の家事に充てるための支出を含む。）以外の支出をしていないこと。

七 事業経営者は、当該事業に係る施設について、第一号に規定する五年前の年以後の各年において、当該事業以外の事業並びに当該事業に係る事業経営者及びその者と特別関係がある者の用に供しておらず、かつ、当該事業のための担保以外の担保に供していないこと。

附則第二項に規定する事業を行う個人が前項第一号の認定を受けようとする場合には、その認定を受けようとする年の三月十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該個人の所得税の納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 申請書を提出する者の氏名及び住所

二 その認定を受けようとする年以後の各年において当該事業に係る資産のうち当該個人の家事のために充てるものの金額の限度額及び当該事業におけるその者の職務の内容

三 当該幼稚園等の名称及び所在地並びに当該幼稚園等の概要

四 当該事業に従事する使用人（当該個人と特別関係がある者で当該事業に従事するものを含む。）の氏名、年齢及び職務の内容並びに給与の金額、その昇給の基準並びに支給の方法及び形態

五 前号の使用者のうち同号の特別関係がある者で当該事業に従事するものがある場合には、その者についての当該特別関係の内容

六 その他参考となるべき事項

七 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、その調査により、その申請に係る同項第二号の限度額につきその申請をした者が附則第七項第一号の事業から受ける報酬の額として相当である金額として認めて同号の認定をし、又はその申請を却下する。

八 税務署長は、附則第八項の申請書の提出があつた場合において、前項の認定又は却下の処分をするときは、その申請をした者に対し、書面によりその旨を通知する。

九 附則第八項の規定は、附則第二項に規定する事業を行う者が、当該事業に係る資産のうちその者の家事のために充てるものの金額の限度額で附則第七項第一号の認定を受けたものの変更をしようとする場合について準用する。この場合において、附則第八項第六号中「その他参考となるべき事項」とあるのは、「変更前の第二号に規定する限度額その他参考となるべき事項」と読みみなす。

一〇 附則第八項の規定は、附則第二項に規定する事業を行う者が、当該事業に係る資産のうちその者の家事のために充てるものの金額の限度額で附則第七項第一号の認定を受けたものの変更をしようとする場合について準用する。この場合において、附則第八項第六号中「その他参考となるべき事項」とあるのは、「変更前の第二号に規定する限度額その他参考となるべき事項」と読みみなす。

附則第九項から第十一項までの規定は、前項において準用する附則第八項の申請書の提出がされた場合について準用する。この場合において、附則第十項中「前項」とあるのは、「附則第十三項において準用する附則第九項」と読み替えるものとする。

附 則（昭和二十七年三月三一日大蔵省令第二五号）

この省令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和三七年四月二日大蔵省令第二九号）抄

この省令は、国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三九年三月三一日大蔵省令第一四号）抄

この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年三月三一日大蔵省令第一四号）抄

この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年四月三〇日大蔵省令第二九号）

この省令は、昭和四十年五月一日から施行する。

附 則（昭和四一年三月三一日大蔵省令第一四号）

この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四六年三月三一日大蔵省令第二二号）

この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和四六年三月三一日大蔵省令第二二号）

この省令は、昭和四六年五月一日から施行する。

附 則（昭和四七年六月一九日大蔵省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年三月三一日大蔵省令第一〇号）抄

この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五一年三月三一日大蔵省令第一四号）

この省令は、昭和五一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五一年四月一九日大蔵省令第五六号）

この省令は、昭和五一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五一年六月一九日大蔵省令第五六号）

この省令は、昭和五一年六月一日から施行する。

この省令の施行の日において、現に新規則附則第二項に規定する事業を行つてゐる個人については、同日において当該事業に係る学校における教育の用に供されている新規則附則第三項に規定する教育用財産を同日において取得し、これを当該教育の用に供したものとみなして新規則附則第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「四月以内」とあるのは、「昭和五十年十二月三十一日まで」とする。

附 則（昭和五九年三月三一日大蔵省令第一〇号）

この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

改正後の相続税法施行規則第十条第一項第一号の規定は、昭和五十九年四月一日以後に相続税法第五十九条第一項の規定により提出する同項第一号の調書について適用し、同日前に提出する当該調査については、なお従前の例による。

附 則（昭和六三年一一月三〇日大蔵省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定は昭和六十四年一月一日から施行する。

附 則（平成元年四月六日大蔵省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年三月三一日大蔵省令第一五号）

この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成五年三月三一日大蔵省令第四六号）

この省令は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成六年三月三一日大蔵省令第三九号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成七年六月三〇日大蔵省令第四八号）

この省令は、平成七年七月一日から施行する。

附 則（平成七年六月三〇日大蔵省令第四八号）

この省令は、平成七年七月一日から施行する。

附 則（平成九年九月三十日大蔵省令第三三号）

この省令による改正後の相続税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条第一号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に相続税法施行令第四条の九第一項に規定する受託者の営業所等が同項の規定に基づき受理する障害者非課税信託申告書に添付すべき書類について適用し、施行日前に当該受託者の営業所等が同項の規定に基づき受理した障害者非課税信託申告書に添付すべき書類について適用する改正後の相続税法施行規則（以下「新規則」という。）第二条第一号の規定に基づき受理する受託者の営業所等が同項の規定に基づき受理する障害者非課税信託申告書に添付すべき書類について適用し、施行日前に当該受託者の営業所等が同項の規定に基づき受理した障害者非課税信託申告書に添付すべき書類について適用する。

附 則（平成一一年三月三一日大蔵省令第三三号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年八月二二日大蔵省令第六九号）抄

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年九月一四日財務省令第五五号）抄

この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

(書式に関する経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の相続税法施行規則(次項において「新相続税法施行規則」という。)第七号書式は、施行日以後に相続税法第五十九条第一項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、施行日前に提出した当該調書については、なお従前の例による。

2 前項に規定する書式は、当分の間、第三条の規定による改正前の相続税法施行規則第七号書式に定める調書に新相続税法施行規則第七号書式に準じて、記載したもののもつてこれに代えることができる。

附 則 (平成一四年三月一八日財務省令第一〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

(書式に関する経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の相続税法施行規則(次項において「新相続税法施行規則」という。)第七号書式は、施行日以後に相続税法第五十九条第一項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、施行日前に提出した当該調書については、なお従前の例による。

2 前項に規定する書式は、当分の間、第三条の規定による改正前の相続税法施行規則第七号書式に定める調書に新相続税法施行規則第七号書式に準じて、記載したもののもつてこれに代えることができる。

附 則 (平成一四年二月二七日財務省令第七二号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十五年一月六日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日財務省令第二九号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日財務省令第二八号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月四日財務省令第八号) 抄

1 この省令は、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日財務省令第三三号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第二十七条の改正規定は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日財務省令第二〇号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年七月二二日財務省令第五〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年九月一九日財務省令第六五号)

この省令は、障害者自立支援法の一部の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日財務省令第一四号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年十月一日財務省令第二二二号)

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十条の改正規定及び第三十一条の改正規定 平成十九年十月一日

二 第一条の四を第一条の六とし、第一条の三を第一条の五とし、第一条の二の次に二条を加える改正規定、第六条(見出しを含む。)の改正規定、第九条の改正規定、第十三条第一項の改正規定、第十七条第一項の改正規定、第十八条第一項の改正規定及び第二号書式の改正規定並びに附則第三条第二項の規定 信託法(平成十八年法律第二百八号)の施行の日

三 第十九条(見出しを含む。)の改正規定、第二十二条第十項の改正規定及び第二十二条第二項第五号の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日

（公益事業の範囲等に関する経過措置）

第二条 改正後の相続税法施行規則(次条において「新規則」という。)附則第二項から第八項までの規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

第三条 新規則第一号書式は、施行日以後に相続税法第二十二条の四第一項の規定により提出する同項に規定する障害者非課税信託申告書について適用し、施行日前に提出した当該障害者非課税信託申告書については、なお従前の例による。

第二条 新規則第二号書式は、附則第二項に定める日以後に相続税法施行規則第四条の十三第一項の規定により提出する同項に規定する障害者非課税信託取消申告書について適用し、同日前に提出した当該障害者非課税信託取消申告書については、なお従前の例による。

第三条 前項に規定する書式は、当分の間、改正前の相続税法施行規則の相当の規定に定める申告書に、新規則第一号書式及び第二号書式に準じて、記載したもののもつてこれに代えることができる。

附 則 (平成一九年六月六日財務省令第三八号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

（調書提出の限度等に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十一年三月三十一日までの間ににおける改正後の相続税法施行規則(以下「新規則」という。)第三十条第三項の規定の適用について、同項第五号口(3)(i-i)中「限る。」とあるのは「限る。」、受託者(同法により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関に限る。)

の引き受けた信託の効力が生じた時において当該信託の委託者と受益者が同一の法人である信託（当該信託の受託者が当該信託の信託財産（金銭債権及び当該金銭債権の管理又は处分のため必要となる金銭に限る）の管理又は处分により得られる金銭（当該金銭債権を含む。）をもつて当該同一の法人から受益権を取得した法人（当該受益権を取得した法人から当該受益権を取得した法人を含む。）に対して当該信託の受益権に係る債務の履行を行ふものに限る。）の受益権が他の法人へ移転したこと又は当該受託者の引き受けた貸付信託の受益権について相続若しくは遺贈があつたこと」と、同号ハ（4）中「（兼営の認可）に規定する」とあるのは「に規定する」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「帰属したこと」とあるのは「帰属したこと又は当該受託者の引き受けた貸付信託の受益権について相続若しくは遺贈があつたこと」とする。

施行日から平成二十年三月三十一日までの間における前項の規定の適用については、同項中「金銭債権」とあるのは「金銭債権又は不動産」と、「貸付信託」とあるのは「貸付信託、特定合同運用信託、財産形成信託若しくは互助年金信託」とする。

前二項の規定により読み替えられた新規則第三十条第三項における次の各号に掲げる用語の意

3

義は、当該各号に定めるとところによる。

(書式に関する経過措置) の範囲) に規定する金銭信託
三 互助年金信託 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条(公益法人の設立)の規定
により設立された社団法人又は財団法人が年金の給付を行うことを目的として定める規程に基づき、当該年金の加入者が受託者(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を當む同項に規定する金融機関に限る。)と締結する信託契約(当該加入者を元本の受益者とし、当該社団法人又は財団法人を収益の受益者とするものに限る。)に基づく金銭信託をいう。

第三条 新規則第八号書式は、施行日以後に所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)第三条の規定による改正後の相続税法第五十九条第二項各号に掲げる事由が生じたことにより提出する同項に規定する調書について適用し、施行日前に所得税法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の相続税法第五十九条第一項第三号に掲げる信託会社が信託を引き受けたことにより提出すべき同号に定める調書については、なお従前の例による。

新規則第八号書式は、当分の間、改正前の相続税法施行規則第八号書式に定める調書に新規則第八号書式に準じて、記載したものをもつてこれに代えることができる。

附 則（平成一九年一二月一四日財務省令第六二号）抄
第一条 二の省令は、平成二十一年一月四日から施行する。
（施行期日）

第三条 既登録社債等については、第二条の規定による改正前の相続税法施行規則第二十一条第一項第一号及び第三号の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成一九年一二月一八日財務省令第六五号)抄
この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日
(平成十九年十二月二十六日)から施行する。

附 則
(平成二〇年四月三〇日財務省令第二六号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第一項の改正規定及び第十七条第一項の改正規定は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四百四十九号）の施行の日（平成二十一年十二月一日）から施行する。

(漁業協同組合等の締結した生命保険契約等に類する共済に係る契約の要件に関する経過措置) 第二条 改正後の相続税法施行規則(次条及び附則第四条において「新規則」という。)第一条の二の規定は、平成二十年四月一日以後に取得する共済金に係る同条に規定する漁業協同組合又は水産加工業協同組合の締結した生命共済又は傷害共済に係る契約について適用し、同日前に取得

した共済金に係る改正前の相続税法施行規則第一条の二に規定する漁業協同組合又は水産加工業協同組合の締結した生命共済又は傷害共済に係る契約については、なお従前の例による。
(管理処分不適格財産に関する経過措置)

独立行政法人・緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人・緑資源機構法（平成十四年法律第二百三十号）。次条において、「旧緑資源機構法」という。）第十二条第一項第七号イの事業又は研究所法附則第十一項第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公团法（昭和四十九年法律第四十三号）。次条において「日農用地整備公团法」という。）第

十九条第一項第一号の事業が施行された場合における新規則第二十二条第六項の規定の適用については、同項第二号中「施行令第十九条第三号イからニまで」とあるのは、「相続税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十七号）附則第四条（物納劣後財産に関する経過措置）」の規定により読み替えて適用される同令による改正後の施行令第十九条第三号イからニまで」とする。

(物納手続関係書類に関する経過措置)

第四条 平成二十年四月一日以後に研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一条第一項第七号イの事業又は研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業が施行された場合において、新規則第二十二条第二項第一号イに規定する物納申請土地がこれらの事業の施行区域内にあるときにおける同条第三項

の規定の適用については、同項第六号イ中「の規定」とあるのは、「若しくは独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第二百九十八号。以下イにおいて「研究所法」という。）附則第九条第三項（業務の特例）の規定によりなおその効力を有するものとされる独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第二百三十号。以下この号において「旧緑資源機構法」という。）第十六条第二項（換地計画）若しくは研究所法附則第十二条第三項（業務の特例）の規定によりなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条（農用地整備公団法の廃止）」の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号。以下この号において「旧農用地整備公団法」という。）第二十三条第二項（換地計画）の規定」と、同号ロ中の「換地設計」とあるのは、「若しくは旧緑資源機構法第十六条第二項若しくは旧農用地整備公団法第二十三条第二項の換地設計」と、同号ハ中の「の規定」とあるのは、「若しく

は旧緑資源機構法第二十一条（賦課金）若しくは旧農用地整備公団法第二十七条（費用負担）の規定」と、同号二中「の規定」とあるのは「若しくは旧緑資源機構法第十六条第二項若しくは旧農用地整備公団法第二十三条第二項の規定」三十。

附 則（平成二〇年一二月一日財務省令第八二号）

から施行する。
付則
二 戒二〇年一二月二二日才務省令第八四号
少

附則(平成二十一年三月三十日財務省令第十四号)

条第二十九項、同法第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。以

下この項において同じ。)に規定する担保提供関係書類提出期限延長届出書、同法第三十九条第十三項(同条第二十九項、同法第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する担保提供関係書類補完期限延長届出書又は同法第三十九条第十八項(同条第二十九項、同法第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する変更担保提供関係書類提出期限延長届出書について適用し、施行日前に提出した同法第三十九条第六項に規定する担保提供関係書類提出期限延長届出書、同条第十三項に規定する担保提供関係書類補完期限延長届出書又は同条第十八項に規定する変更担保提供関係書類提出期限延長届出書については、なお従前の例による。

新規則第二十条第七項第一号の規定は、施行日以後に提出する相続税法第三十九条第三十項（同法第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の申請書について適用し、施行日前に提出した同法第三十九条第三十項の申請書については、なお従前の例による。

新規則第二十二条第一項第一号、第六項第一号、第七項第一号及び第八項第一号の規定は、施行日以後に提出する相続税法第四十一条第一項（同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する物納手続関係書類、同法第四十二条第四項（同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する物納手

統関係書類提出期限延長届出書、同法第四十二条第一項（同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する物納手続関係書類補完期限延長届出書又は同法第四十二条第二十三項（同法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する取扱関係書類提出期限延長届出書について

適用し、施行日前に提出した同法第四十二条第一項に規定する物納手続関係書類、同条第四項に規定する物納手続関係書類提出期限延長届出書、同条第十一項に規定する物納手續関係書類補完期限延長届出書又は同条第二十三項に規定する収納関係措置期限延長届出書については、なお從前の一例による。

新規則第二十二条第九項第一号、第二十三条第一号、第二十四条第一号、第二十五条第一号、第二十六条第一号及び第二十八条第一号の規定は、施行日以後に提出する相続税法第四十二条第二十七項（同法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の届出書、新令第二十条第二項の書類又は同法第四十三条第五項（同法

第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第四十六条第二項、第四十七条第二項若しくは第四十八条の二第二項の申請書について適用し、施行日前に提出した同法第七十二条第二十七項の届出書、旧令第二十条第二項の書類又は同法第四十三条第五項、第四十六条第二項、第四十七条第二項若しくは第四十八条の二第二項

の申請書については、なお従前の例による。
新規則第二十九条第一項第二号及び第二項第一号の規定は、施行日以後に提出する同条第一項第一号に規定する開示請求書について適用し、施行日前に提出した改正前の相続税法施行規則

(以下「旧規則」という。)第二十九条第一項第一号に規定する開示請求書については、なほ從前の例による。

第三項又は第四項の申請書について適用し、施行日前に提出した既存第三十一条第三項又は第四項の申請書については、なお従前の定めによる。新規則附則第四項第一号、第五項第一号及び第八項第一号（新規則附則第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、施行日以後に新規則附則第四項若しくは

は第五項の規定により提出する届出書又は新規則附則第八項の規定により提出する申請書について適用し、施行日前に旧規則附則第四項若しくは第五項の規定により提出した届出書又は旧規則附則第八項（旧規則附則第十二項において準用する場合を含む。）の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

(書式に関する経過措置)

第三条 新規則第一号書式から第四号書式までは、施行日以後に相続税法第二十一条の四又は新令第四条の十四、第四条の十五若しくは第四条の十六の規定により提出するこれらの規定に規定する障害者非課税信託申告書又は障害者非課税信託取消申告書、障害者非課税信託廃止申告書若しくは障害者非課税信託に関する異動申告書について適用し、施行日前に同法第二十一条の四又は旧令第四条の十四、第四条の十五若しくは第四条の十六の規定により提出したこれらの規定に規定する障害者非課税信託申告書又は障害者非課税信託取消申告書、障害者非課税信託廃止申告書

2 若しくは障害者非課税信託に関する異動申告書については、なお従前の例による。
新規則第五号書式から第七号書式までは、施行日以後に相続税法第五十九条第一項の規定に該当する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に同項の規定に該当する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

新規則第八号書式は、施行日以後に相続税法第五十九条第二項各号に掲げる事由が生ずる場合について適用し、施行日前に同項各号に掲げる事由が生じた場合には、なお従前の例による。

4 前三項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の範囲内に於けるものとし、別途規則の相違のない限り、第一号書式から第八号書式までに準じて、記載したものとする。
附 則（平成二七年三月三一日財務省令第一四号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

同号イ(2)の次に次のように加える部分、同号ロ(2)に係る部分及び同号ハ(5)を同号ハ(6)とし、同号ハ(2)から(4)までを同号ハ(3)から(5)までとし、同号ハ(1)の次に次のように加える部分を除く。)、第三十一条の改正規定、第五号書式の改正規定、第六号書式の改正規定、第八号書式の改正規定及び同号書式を第九号書式とし、第七号書式の次に

二 次の書式を加える改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定 平成三十一年一月一日
第九条の改正規定、同条第三号を削る改正規定、第十一条第一項第一号の改正規定及び第十
六条第三項第二号の改正規定並びに次条の規定 行政手続における特定の個人を識別するため

（申告書の添付書類に関する経過措置）
の番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）附則第三号に掲げる規定の施行の日

第二条 改正後の相続税法施行規則（以下「新規則」という。）第九条の規定は、前条第二号に定める日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

2 平成二十七年一月一日において二十歳以上である者が令和二年一月一日前に贈与により取得した財産に係る贈与税に係る改正前の相続税法施行規則第十一条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前の相続税法施行規則第十九条第一項の規定の適用を受けた相続税法第二十一条の第九第五項に規定する相続時精算課税額適用する同項に規定する特定贈与の死亡による課税額の申告書に添付する旨を除くことは、同一の贈与による課税額の申告書に添付する旨とする。

第三条 (新規則第三十条第一項) (第六号に係る部分を除く。) の規定は、呆僕会士等 (所指導免去等
すべき当該会員算税適用者に係る書類については、
なおその効力事を有する。) (調書の記載事項等に関する経過措置)

一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)。以下「改正法」という。)第三条の規定による改正後の相続税法(以下「新相続税法」という。)第十条第一項第五号に規定する保険会社等

をいう。)の営業所等(新相続税法第五十九条第一項に規定する営業所等をいう。)が新規則第三十条第一項第六号に規定する契約の締結後に当該契約に係る契約者の変更(当該契約に係る契約者の死亡に伴い行われるものと除く。以下この条において同じ。)の手続を行うことにより、平成三十年一月一日以後に当該契約者の変更の効力が生ずる場合について適用する。この場合において、同日前に効力が生じた当該契約に係る契約者の変更の回数は、同号ハの回数に含まないものとする。

第四条 新規則第五号書式

新規則第五号書式及び第六号書式は平成三十一年一月一日以後に新規則第六十九条第一項の規定に該当する事実が生ずる場合について適用し、同日前に改正法第三条の規定による改

正前の相続税法第五十九条第一項の規定に該当する事実が生じた場合については、なお従前の例

による。新規則第五号書式、第六号書式及び第九号書式は、当分の間、改正前の相続税法施行規則の相

当の規定に定める調書に、新規則第五号書式、第六号書式及び第九号書式に準じて、記載したも

のをもつてこれに代えることができる。
付 则（立成二八年三月三日内務省令第一八号） 少

(施行期日) 隅見(平成二八年三月三一日財務省令第一八号) 拙

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

規定、第二十条第一項第一号の改正規定、同条第七項第一号の改正規定、第二十三条第一号の

改正規定、第三十条第八項第一号及び第九項第一号の改正規定、附則第四項第一号の改正規定

定 附則第五項第一号の改正規定 附則第七項第三号の改正規定並びに附則第八項第一号の改
正規定並びに附則第三條及び第六條の規定 平成二十九年一月一日

二 第二十二条第八項第一号の改正規定及び附則第四条の規定 風俗営業等の規制及び業務の適

正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行の日（平成二十八年六月二十三日）

(申告書の添付書類に関する経過措置)
一十九年六月二十三日

第二条 改正後の相続税法施行規則（以下「新規則」という。）第一条の五第一項の規定は、平成

二十八年一月一日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同様。）により取得する財産に係る相続税について適用され、同日前に相続又は遺贈により取得

同一の相続税の適用で、財産の相続税について適用した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

新規則第九条の規定は、平成二十八年一月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を失うもの。以下「贈与」という。）による贈与の旨を免て適用する。

生する贈与を除く（以下この項において同じ）により取得する財産に係る贈与税について適用し、司日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

(申請書等の記載事項に関する経過措置)

第三条 新規則第一条の六第一項、第六条及び第二十条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十七年一月一日以後に提出する申請書面（以下「施行令」といふ）

を含む)の規定は平成二十九年一月一日以後に提出する申続税法施行令(以下「施行令」という。)第四条の二第二項若しくは所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五

号。以下「改正法」という。) 第四条の規定による改正後の相続税法(以下「新法」という。) 第

三十九条第一項（同条第二十九項又は新法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の申請書又は施行令第四条の十七第一項の書類について適用し、同日前に提出した施行令第四条の

二第二項若しくは改正法第四条の規定による改正前の相続税法（以下「旧法」という。）第三十

九条第一項（同条第二十九項又は旧法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の申請書にて記入された個人情報の取扱いに関する事項について、ご了承頂けます。

書又は施行令第四条の十七第一項の書類についてはなお従前の例による。

む。)の規定は、平成二十九年一月以後に提出する新法第三十九条第六項(同条第二十九項、新法第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。)に規定する担保

提供関係書類提出期限延長届出書、新法第三十九条第十三項（同条第二十九項、新法第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する担保提供関係書類補完期限延長届出書又は新法第三十九条第十八項（同条第二十九項、新法第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する変更担保提供関係書類提出期限延長届出書について適用し、同日前に提出した旧法第三十九条第六項（同条第二十九項、旧法第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する担保提供関係書類補完期限延長届出書又は旧法第三十九条第十八項（同条第二十九項、旧法第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する変更担保提供関係書類提出期限延長届出書については、なお従前の例による。

3 新規則第二十条第七項及び第二十二条第一項の規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する新法第三十九条第三十項（新法第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）又は第四十二条第一項（新法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の申請書について適用し、同日前に提出した旧法第三十九条第三十項（旧法第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する担保提供関係書類提出期限延長届出書又は旧法第三十九条第十八項（同条第二十九項、旧法第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する変更担保提供関係書類提出期限延長届出書については、なお従前の例による。

4 新規則第二十二条第六項から第八項までの規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する新法第四十二条第四項（新法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する物納手続関係書類提出期限延長届出書について適用し、同日前に提出した旧法第四十二条第四項（旧法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する物納手続関係書類補完期限延長届出書又は新法第四十二条第二十三項（旧法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する収納関係措置期限延長届出書について適用し、同日前に提出した旧法第四十二条第四項（旧法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する物納手続関係書類提出期限延長届出書、旧法第四十二条第十一項（旧法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する物納手続関係書類補完期限延長届出書又は旧法第四十二条第二十三項（旧法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する収納関係措置期限延長届出書については、なお従前の例による。

5 新規則第二十二条第九項、第二十三条から第二十六条まで、第二十八条並びに第三十条第八項及び第九項の規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する新法第四十二条第二十七項（新法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の届出書、施行令第二十条第二項の書類又は新法第四十三条第五項（新法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の届出書、施行令第二十七条第二項（新法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の届出書又は新規則附則第八項の規定により提出する届出書又は新規則附則第八項（新規則附則第四項、第五項及び第八項（新規則附則第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、平成二十九年一月一日以後に新規則附則第四項若しくは第五項の規定により提出した届出書又は旧規則附則第八項（旧規則附則第十二項において準用する場合を含む。）の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。（管理処分不適格材産に関する経営措置）

二項の申請書に係る物納の許可について適用し、同日前に提出された旧法第四十二条第一項（旧法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第二項の申請書に係る物納の許可については、なお従前の例による。

（調書提出の限度等に関する経過措置）

第五条 新規則第三十条第三項（第五号ロ（3）及び（4）並びにハ（4）に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日以後に新法第五十九条第二項第二号又は第三号に掲げる事由が生ずる場合について適用する。

（事業が適正に行われていると認められる場合に関する経過措置）

第六条 新規則附則第七項の規定は、平成二十九年一月二日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年三月三一日財務省令第一九号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月三一日財務省令第一五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（障害者非課税信託に関する異動申告書の記載事項に関する経過措置）

第二条 改正後の相続税法施行規則（以下「新規則」という。）第五条第一項の規定は、平成二十九年一月一日以後に相続税法第二十一条の四第一項に規定する障害者非課税信託申告書、相続税法施行令第四条の十四第二項に規定する障害者非課税信託取消申告書又は同令第四条の十六第三項に規定する障害者非課税信託に関する異動申告書（以下「障害者非課税信託に関する異動申告書」という。）を提出したことがある者がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する障害者非課税信託に関する異動申告書について適用し、同月一日以後にこれらの申告書を提出したことがない者が施行日以後に提出する障害者非課税信託に関する異動申告書については、なお従前の例による。

2 新規則第五条第二項の規定は、施行日以後に受理する障害者非課税信託に関する異動申告書について適用する。（相続税の申告書に添付する書類に関する経過措置）

第三条 新規則第十六条第三項第一号の規定は、施行日以後に相続税法第二十七条第一項から第三項までの規定により提出する申告書（これらの申告書に係る同法第一条の二第三号に規定する期限後申告書を含む。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前にこれらの規定により提出した申告書については、なお従前の例による。

2 新規則第二十七条第一項から第三項までの規定により申告書を提出する場合における相続税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十四号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の相続税法施行規則第十六条第三項第一号の規定の適用については、同号中「写し」とあるのは、「写し又は当該写しを複写機により複写したもの」とする。（書式に関する経過措置）

第四条 新規則第四号書式は、施行日以後に提出する障害者非課税信託に関する異動申告書について適用し、施行日前に提出した障害者非課税信託に関する異動申告書については、なお従前の例による。

2 新規則第四号書式は、当分の間、改正前の相続税法施行規則第四号書式に定める申告書をもつてこれに代えることができる。

附 則（平成三十一年三月二十九日財務省令第八号）

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、該各号に定める日から施行する。

一 第一条中相続税法施行規則第三条第一項第四号の改正規定、同令第四条第一項第四号の改正規定、同令第十八条第一項の改正規定、同令第一号書式の改正規定、同令第二号書式の改正規定、同令第三号書式の改正規定、同令第四号書式から第八号書式までの改正規定及び同令第九号書式の改正規定並びに附則第三条の規定 令和元年七月一日

二 次に掲げる規定 令和二年一月一日
イ 第一条中相続税法施行規則第十二条の改正規定及び次条の規定

ロ 第十二条の規定

三 第一条中相続税法施行規則第十二条の四を同令第十二条の七とする改正規定、同令第十二条の三（見出しを含む。）の改正規定、同条を同令第十二条の六とする改正規定及び同令第十二条の二を同令第十二条の五とし、同令第十二条の次に三条を加える改正規定 令和二年四月一日

（相続時精算課税選択届出書の添付書類に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の相続税法施行規則（以下「新規則」という。）第十二条の規定は、令和二年一月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。（書式に関する経過措置）

第三条 新規則第一号書式は、令和元年七月一日以後に開始する相続に係る相続税法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第九十八号。以下「改正令」という。）による改正後の相続税法施行令（以下「新令」という。）第四条の十四第一項の遺留分侵害額の請求があつた場合に提出する同条第二項に規定する障害者非課税信託取消申告書について適用し、同日前に開始した相続に係る改正令による改正前の相続税法施行令（以下「旧令」という。）第四条の十四第一項の遺留分による減殺の請求があつた場合に提出する同条第二項に規定する障害者非課税信託取消申告書については、なお従前の例による。

新規則第三号書式は、令和元年七月一日以後に開始する相続に係る新令第四条の十五第一項の遺留分侵害額の請求があつた場合に提出する同条第二項に規定する障害者非課税信託廃止申告書について適用し、同日前に開始した相続に係る旧令第四条の十五第一項の遺留分による減殺の請求があつた場合に提出する同条第二項に規定する障害者非課税信託廃止申告書については、なお従前の例による。

2 新規則第一号書式から第九号書式までの書式は、当分の間、第一条の規定による改正前の相続税法施行規則の相当の規定に定める申告書又は調書に新規則第一号書式から第九号書式までの書式に準じて、記載したものを持ってこれに代えることができる。

附 則（令和元年五月七日財務省令第一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和元年一二月三日財務省令第三六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年三月三一日財務省令第一三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

第一号書式 (昭50年令10・追加、平元令43・平19財令16・平20財令18・平21財令49・平21財令8
・令20財令1・令3財令17・一部改正)

障害者非課税信託申告書		令和 年 月 日
税務署長殿		
受 益 者 (特定障害者)	ふりがな 氏名	
	住所又は居所	
	個人番号	
	特別障害者又は 特別障害者以外の 特定障害者の別	1 特別障害者 2 1以外の特定障害者
代 理 人	ふりがな 氏名	
	住所又は居所	
別添の特定期貨券者扶養信託契約に基づき下記の通り信託される財産に係る信託受益権につき相続税法第21条の4第1項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。		
委 托 者	氏 名	
	住所又は居所	
受 托 者	名 称	
	法 人 番 号	営業所等
所在 地	所 在 地	
信託財産の種類	信託財産の所在 場所	構 造・数 量 等
信託受益権の額 額等	信託受益権の内 容	信託年月日 記 号 番 号
信託受益権の額 額のうち非課 税の適用を受けようとする部 分の額		
他の信託受益権 について申告書 を提出している 場合	信託財産の 種類	信託年月日
	信託受益権 の額	受託者の営業所等の受理 年月日
	信託受益権の額 の適用を受けた 部分の額	
	信託受益権の額 額の合計額	

(用紙 日本産業規格 A 4)

備考

- この申告書は、相続税法第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約（以下第四号書式までにおいて「特定障害者扶養信託契約」という。）に基づいて当該信託契約に係る財産（以下第四号書式までにおいて「信託財産」という。）の信託がされることにより同項に規定する信託受益権（以下第四号書式までにおいて「信託受益権」という。）を有することとなる同項に規定する特定障害者（以下第四号書式までにおいて「特定障害者」という。）が、当該信託受益権について同項の規定の適用を受けようとする場合に、当該財産の信託がされる日までに、当該財産の信託がされる同項に規定する受託者の営業所等（以下第四号書式までにおいて「受託者の営業所等」という。）を経由し、納税地の所轄税務署長に提出すること。
- この申告書の記載の要領は、次による。
 - 「受益者（特定障害者）」、「代理人」及び「委託者」の欄の
 - 「氏名」及び「住所又は居所」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。
 - 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。
 - 「受益者」の欄の「特別障害者又は特別障害者以外の特定障害者の別」の項は、この申告書を提出する特定障害者の特別障害者又は特別障害者以外の特定障害者の別に応じ、該当する事項を○で囲むこと。
 - 「受託者」の欄の
 - 「営業所等」の項には、「何信託銀行何支店」のように記載すること。
 - 「法人番号」の項は、当該受託者の営業所等の長が当該受託者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
 - 「信託受益権の額等」の欄の
 - 「信託財産の種類」の項には、3により記載した受託者の営業所等において当該特定障害者扶養信託契約に基づいて信託される信託財産の金銭、有価証券、金錢債権、立木、立木の生立する土地、貸付不動産又は受益者の居住用不動産の区分別を記載すること。
 - 「信託財産の所在場所」の項には、有価証券についてはその保管場所、金錢債権についてはその債務者の氏名若しくは名称及び住所、立木についてはその生立する場所、不動産についてはその所在地を記載すること。
 - 「構造・数量等」の項には、有価証券については、国債、社債のようにその種別及び口数を、金錢債権については、預金、貸付金、資産の譲渡代

金に係る権利のようにその種別を、立木については、その樹種及び容積を、不動産については、土地の地目、用途及び面積又は建物の構造、用途及び延床面積を記載すること。

ニ 「信託受益権の価額」の項には、当該受益権につき相続税法第22条から第26条までの規定により評価した価額を記載すること。

ホ 「信託年月日」の項には、信託財産が信託される年月日を記載すること。

ヘ 「記号番号」の項には、信託証書の記号及び番号を記載すること。

5 「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けようとする部分の価額」の欄には、当該信託受益権の価額のうち、この申告書の提出により相続税法第21条の4第1項の規定の適用を受けようとする部分の価額を記載すること。

6 「他の信託受益権について申告書を提出している場合」の欄には、この申告書の提出前に、この申告書に記載した信託受益権以外の信託受益権（以下「他の信託受益権」という。）について障害者非課税信託申告書を提出して法第21条の4第1項の規定の適用を受けている場合に、当該他の信託受益権について記載すること。この場合において、当該他の信託受益権につき相続税法施行令第4条の14第2項に規定する障害者非課税信託取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権の価額のうち同条第3項の規定により法第21条の4第1項の規定を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税取消額」という。）があるときは、「非課税の適用を受けた部分の価額」の欄には当該他の信託受益権につき当該障害者非課税信託申告書の提出により相続税法第21条の4第1項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税取消額を控除した額を記載するとともに、当該非課税取消額を「非課税取消分」の表示をして外書すること。

7 「信託受益権の非課税価額の合計額」の欄は、最初にこの申告書を提出する場合には、上記5により「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けようとする部分の価額」の欄に記載した金額を記載し、既に他の信託受益権について障害者非課税信託申告書を提出して法第21条の4第1項の規定の適用を受けている場合には、当該記載した金額と上記6により「他の信託受益権について申告書を提出している場合」の「非課税の適用を受けた部分の価額」の欄に記載した金額との合計額を記載すること。

第二号書式（昭60底会10・追加・平元底会43・平19財会16・平20財会18・平21財会49・平21財会8
・令元財令1・令2財令7・一部改正）

税務署長殿		令和 年 月 日	
障害者非課税信託取消申告書			
委託者 (特定障害者)	ふりがな 氏名 住所又は居所	受託者 法人番号	営業所等
代理人	ふりがな 氏名 住所又は居所	所在地	
下記の事情により、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づき下記の通り信託されている財産に係る信託受益権の価額が減少し、又は当該信託受益権の価額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定したので、この旨申告します。			
既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等	信託財産の種類 構造・数量等	信託年月日	信託受益権の価額 非課税の適用を受けた部分の価額
取消しに係る信託財産等又は支払べき金銭の額等	信託財産の種類 構造・数量等	取消し又は過剰分侵害額の請求の年月日	信託受益権の価額 非課税取消額
信託受益権の価額が減少する又は過剰分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細		受託者の営業所等の受理年月日	

(摘要)	
------	--

(用紙 日本産業規格 A 4)

備考

- 一 この申告書は、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の一部について信託法第11条第1項の規定による取消権の行使があつたこと（以下この書式において「取消し」という）により当該特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された信託受益権の価額が減少することとなつた場合又は当該特定障害者扶養信託契約に基づく信託が過留分を侵害するものとして行われた過留分侵害額の請求に基づき当該信託受益権の価額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合に、当該障害者非課税信託申告書を提出した特定障害者が、遅滞なく、現に当該信託に関する事務を取り扱う受託者の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署に提出すること。
- 二 この申告書の記載の要領は、次による。
- 1 「受益者（特定障害者）」、「代理人」及び「委託者」の欄の
イ 「氏名」及び「住所又は居所」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。
ロ 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。
 - 2 「受託者」の欄の
イ 「営業所等」の項には、この申告書を作成する日において上記一の当該信託に関する事務を取り扱っている受託者の営業所等を「何信託銀行何支店」のように記載すること。
ロ 「法人番号」の項は、当該受託者の営業所等の長が当該受託者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
 - 3 「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の
イ 「信託財産の種類」、「構造・数量等」、「信託年月日」及び「信託受益権の価額」の項には、上記一の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の価額等」の欄の「信託財産の種類」、「構造・数量等」、「信託年月日」及び「信託受益権の価額」の項に記載したものを記載すること。
ロ 「非課税の適用を受けた部分の価額」の項には、上記一の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けよう

とする部分の価額」の欄に記載したものを記載すること。

- 4 「取消しに係る信託財産等又は支払うべき金銭の額等」の欄の
イ 「信託財産の種類」の項には、上記一の特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産で、取消しがあつたもの（以下この書式において「取消しに係る信託財産」という）について、「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の「信託財産の種類」の項の記載の例に従って記載すること。
ロ 「構造・数量等」の項には、取消しに係る信託財産につき、その取消しの直前ににおける現況を記載すること。この場合、取消しに係る信託財産の「構造・数量等」が上記二・三により記載した「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の「構造・数量等」の項に記載したことと異なるときは、その理由を「摘要」の欄に記載すること。
ハ 「信託受益権減価額」の項には、取消しに係る信託財産に係る信託受益権の価額（当該取消しに係る信託財産が信託された時において相続税法第22条から第26条までの規定により評価した価額をいう。）又は上記一の過留分侵害額の請求に基づき支払うべきことが確定した金銭の額を記載すること。
- 5 「非課税取消額」の項には、「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の「非課税の適用を受けた部分の価額」の項に記載した信託受益権の価額の合計額と「取消しに係る信託財産等又は支払うべき金銭の額等」の欄の「信託受益権減価額」の項に記載した信託受益権減価額の合計額とのうち、いずれか少ない価額を記載すること。
- 6 取消しに係る信託財産が立木又は不動産である場合には、当該立木又は不動産の所在場所を「摘要」の欄に記載すること。

第三号書式（昭50第10・追加、平元第43・平25財令18・平26財令49・平31財令8・令元財令1
・令3財令17・一部改正）

障害者非課税信託廃止申告書		令和 年 月 日		
税務署長殿				
受 益 者 (特定障害者)	ふりがな			
	氏名			
	住所又は居所			
代 理 人	個人番号			
	ふりがな			
	氏名			
住所又は居所				
下記の事情により、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づき下記の通り信託されていた財産に係る信託受益権がなくなり、又は当該信託受益権の額額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定したので、この旨申告します。				
委 托 者	氏名			
	住所又は居所			
	名称			
受 托 者	法人番号	営業所等		
	所在地	所在地		
	信託財産の種類	信託財産の所在場所	構造・数量等	
既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等	信託受益権の額額	受益権の内 容	信託年月日	記号番号
信託受益権の額額のうち非課税の適用を受けた部分の額額		受託者の営業所等の受理年月日		
信託受益権がなくなり、又は遺留分侵害額の請求がされるととなつた事情の詳細				

(用紙 日本産業規格 A 4)

備考

- 一 この申告書は、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約の締結に関する行為が無効であったこと若しくは当該行為が取り消すことのできる行為であつたことにより取り消されたことにより当該障害者非課税信託申告書に記載された信託受益権がないこととなつた場合又は当該特定障害者扶養信託契約に基づく信託が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該信託受益権の額額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合に、当該障害者非課税信託申告書を提出した特定障害者が、遺障なく、現に当該信託に関する事務を取り扱う受託者の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署に提出すること。
- 二 この申告書の記載の要領は、次による。
 - 1 「受益者(特定障害者)」、「代理人」及び「委託者」の欄
 - イ 「氏名」及び「住所又は居所」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。
 - ロ 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。
 - 2 「受託者」の欄
 - イ 「営業所等」の項には、この申告書を作成する日において上記一の当該信託に関する事務を取り扱っている受託者の営業所等を「何信託銀行何支店」のように記載すること。
 - ロ 「法人番号」の項は、当該受託者の営業所等の長が当該受託者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
 - 3 「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄には、上記一の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の額額等」の欄に記載したものと記載すること。
 - 4 「信託受益権の額額のうち非課税の適用を受けた部分の額額」の欄には、上記一の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の額額のうち非課税の適用を受けようとする部分の額額」の欄に記載した額額を記載すること。
 - 5 「信託受益権がなくなり、又は遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細」の欄には、上記一の特定障害者扶養信託契約の締結に関する行為が無効であったこと若しくは当該行為が取り消すことのできる行為であつたこと又は当該契約に基づいて信託された財産の額額に相当する額の遺留分侵害額の請求がされることとなつた事情の詳細を記載すること。

第四号書式 (昭30年令10・追加、平元年令43・平22財令18・平23財令49・平30財令15・平31財令8
・令元財令1・令3財令17) ·一部改正)

障害者非課税信託に関する異動申告書		合和 年 月 日
税務署長役	ふりがな 氏名	
受 益 者 (特定障害者)	住所 又は 居所	
	個人番号	
	ふりがな 代 理 人 氏名	
住所 又は 居所		
下記の事項につき異動がありましたので申告します。		
異動事項	異動前	異動後
受託者の営業所等の受理年月日		
○		

(用紙 日本産業規格 A 4)

備考

- 一 この申告書は、障害者非課税信託申告書(障害者非課税信託に関する異動申告書を提出している場合には、当該異動申告書。以下この書式において同じ。)を提出している特定障害者が、次に掲げる場合に該当する場合に、選擇なく、当該障害者非課税信託申告書に記載した受託者の営業所等を経由し、納税地(住所又は居所を変更したことにより納税地の異動があつた場合には、異動前の納税地)の所轄税務署長に提出すること。
- 1 障害者非課税信託申告書に記載した住所若しくは居所、氏名又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(二二口及び3において「個人番号」という。)を変更した場合
 - 2 障害者非課税信託申告書に記載した受託者の営業所等(以下この書式において「前の営業所等」という。)に関する事務の全部を当該受託者の前の営業所等以外の他の営業所等に移管することを依頼し、かつ、当該他の営業所等にその移管が行われた場合
- 二 この申告書の記載の要領は、次による。
- 1 「受益者(特定障害者)」及び「代理人」の欄のイ 「氏名」及び「住所又は居所」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。
ロ 「個人番号」の項には、個人番号の変更をした場合又は一2の場合に該当する場合に、個人番号を記載すること。
なお、一1の場合(個人番号の変更をした場合を除く。)に該当してこの申告書が提出されたときは、この申告書を受理した受託者の営業所等の長が受益者の個人番号を付記すること。
 - 2 「異動事項」の項には、「住所」、「居所」、「氏名」、「個人番号」又は「受託者の営業所等」のようにその異動事項を記載すること。
 - 3 「異動前」の項には、変更前の住所、居所、氏名、個人番号又は受託者の営業所等の所在地及び名称等を、「異動後」の項には、変更後の住所、居所、氏名、個人番号又は受託者の営業所等の所在地及び名称等を、それぞれ記載すること。

第五号書式 (昭57年令29・令改、昭58年令14・昭40年令14・昭40年令28・昭44年令12・一部改正、昭50年令10・旧第一号書式様下、平元令43・平23年令14・平20財令40・平27財令24・平31財令8・令元財令1・一部改正)

生命保険金・共済金受取人別支払証書					
保険金等受取人 (又は保険料等払込人)	住所(居所) 又は所在地	氏名又は名 称			
		個人番号又 は法人番号			
保険契約者等 (又は保険料等払込人)	住所(居所) 又は所在地	氏名又は名 称			
		個人番号又 は法人番号			
被保険者等 直前の保険契 約者等	住所(居所) 又は所在地	氏名又は名 称			
保 険 金 額 等	増 加 又 は 割 増 保 険 金 額 等	未 払 利 益 配 当 金 等	貸 付 金 額 同 未 取 利 息		
千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円
未 払 保 険 料 等 金	前 期 保 険 料 等 金	差 引 支 払 保 険 金 額 等	既 払 保 険 料 等 (内 千 円)		
千 円	千 円	千 円	千 円		
保 険 事 故 等	保 険 事 故 等 発 生 年 月 日	年 月 日	(摘要)		
保 険 事 故 等 の 種 類					
契 約 者 変 更 回 数	保 険 金 等 支 払 年 月 日	年 月 日	(令和 年 月 日提出)		
保 険 会 社 等	所 在 地				
	名 称		法 人 番 号		

(用紙日本産業規格 A 6)

備考

一 保険金等受取人及び保険契約者等(又は保険料等払込人)の個人番号又は法人番号欄には、当該保険金等受取人及び保険契約者等(又は保険料等払込人)の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。

二 保険事故等欄には、死亡、満期、解約等保険金又は共済金(これらに係る解約返戻金を含み、退職手当金等として支給されるものを除く。以下同じ。)の支払事由を記載すること。

三 解約の場合には、解約返戻金相当額を保険金等欄に記載すること。

四 契約者以外の者が保険料又は共済掛金の払込みをしていることの明らかなものについては、保険契約者等欄に保険料払込人又は共済掛金払込人を記載し、七の契約者の変更に関する事項は、保険料払込人又は共済掛金払込人の変更について記載すること。

五 相続税法第3条第1項第1号に規定する生命保険契約に基づき分配又は割戻しを受けた剰余金又は割戻金があるときは、当該剰余金又は割戻金の金額を控除した既払込保険料等の金額を既払込保険料等欄に記載すること。

六 保険金又は共済金を年金として支払うものについては、当該保険金又は共済金につき相続税法第24条の規定により評価した金額を保険金等欄に、当該保険金又は共済金を年金として支払うものである旨及びその評価の根拠その他参考となるべき事項を摘要欄に、それぞれ記載すること。

七 契約者の変更(死亡に伴い行われるものを除く。1及び3において同じ。)があった場合の記載の要領は、次による。

1 直前の保険契約者等欄に、当該契約者の変更(当該契約に係る契約者の変更が2回以上行われた場合には、最後の契約者の変更)前の契約者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。

2 既払込保険料等欄の内書に、当該契約に係る現契約者が払い込んだ保険料又は共済掛金の額を記載すること。

3 契約者変更の回数欄に、当該契約に係る契約者の変更が行われた回数を記載すること。

八 保険会社等の法人番号欄には、一に規定する法人番号を記載すること。

九 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。

第六号書式 (昭46年令12・会改、昭50年令10・旧第一号の二書式様下、平29財令49、平27財令24、平31財令8・一部改正)

損害(死亡)保険金・共済金受取人別支払調書				
○	保険金等受取人		氏名又は名称 個人番号又は法人番号	
	保険契約者等(又は保険料等払込人)	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称 個人番号又は法人番号	
	被保険者等		氏名又は名称	
	直前の保険契約者等		氏名又は名称	
保 险 金 額 等		既 払 込 保 险 料 等		
		円	円 (内)	
○	保険事故等	保険事故等の発生年月日	年 月 日	(摘要)
	保険等の種類		保険金等の支払年月日	年 月 日
	契約者変更の回数			(年 月 日提出)
	保険会社等	所在地	名称	法人番号

(用紙 日本産業規格 A 6)

備考

- 一 保険金等受取人及び保険契約者等(又は保険料等払込人)の個人番号又は法人番号欄には、当該保険金等受取人及び保険契約者等(又は保険料等払込人)の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。

二 保険事故等欄には、保険金又は共済金(これらに係る解約返戻金を含む。)の支払事由を記載すること。

三 解約の場合には、解約返戻金相当額を保険金額等欄に記載すること。

四 契約者以外の者が保険料又は共済掛金の払込みをしていることの明らかなものについては、保険契約者等欄に保険料払込人又は共済掛金払込人を記載し、六の契約者の変更に関する事項は、保険料払込人又は共済掛金払込人の変更について記載すること。

五 保険金又は共済金を年金として支払うものについては、当該保険金又は共済金につき相続税法第24条の規定により評価した金額を保険金額等欄に、当該保険金又は共済金を年金として支払うものである旨及びその評価の根拠その他参考となるべき事項を摘要欄に、それぞれ記載すること。

六 契約者の変更(死亡に伴い行われるものを除く。1及び3において同じ。)があつた場合の記載の要領は、次による。

1 直前の保険契約者等欄に、当該契約者の変更(当該契約に係る契約者の変更が2回以上行われた場合には、最後の契約書の変更)前の契約者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。

2 既払込保険料等欄の内書に、当該契約に係る現契約者が払い込んだ保険料又は共済掛金の額を記載すること。

3 契約者変更の回数欄に、当該契約に係る契約者の変更が行われた回数を記載すること。

七 昭和46年3月31日以前に契約が締結されたものについては、契約の締結年月日を摘要欄に記載すること。

八 保険会社等の法人番号欄には、一に規定する法人番号を記載すること。

九 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。

第七号書式 (昭37年令29・全改、昭40年令29・昭46年令12・一部改正、昭50年令10・旧第ニ号書式
継下、一部改正、平元年令43・平13年令66・平14年令10・平20年令49・平31年令8・令元年令
1・一部改正)

退職手当金等受給者別支払調書			
○ 受給者 退職者	住所	氏名	個人番号
		氏名	個人番号
		退職手当金等の種類 退職手当金等の給与 金額	退職年月日 年月日
○ 退職時の地位職務 受給者と退職者との 続柄	支払年月日 年月日		
(摘要)			
(令和 年 月 日提出)			
○ 支払者	営業所又 は事務所 等の名称 又は氏名		
	所在地		
	個人番号 又は法人 番号		

(用紙 日本産業規格 A 6)

備考

- 一 受給者及び退職者の個人番号欄には、当該受給者及び退職者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第

- 5項に規定する個人番号を記載すること。
二 退職手当金等の種類欄には、退職金、効率金、確定給付企業年金規約、企業型年金規約、個人型年金規約、適格退職年金規約又は共済規約に基づく年金又は一時金その他の年金又は一時金の名称を記載すること。
三 退職手当金等を年金として支給するものについては、当該退職手当金等につき相続法第24条の規定により評価した金額を退職手当金等の給与金額欄に、当該退職手当金等を年金として支給するものである旨及びその評価の根拠その他参考となるべき事項を摘要欄に、それぞれ記載すること。
四 退職者の死亡年月日を摘要欄に記載すること。
五 支払者の個人番号又は法人番号欄には、当該支払者の一に規定する個人番号又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

第八号書式 (平27財令24・追加、平31財令8・一部改正)

保険契約者等の異動に際する調書			
○ 死亡した保険契約者等 住所 被保険者等	新保険契約者等 (住所) 又は 所在地	氏名 又は 名称	
	解約返戻金相当額 円	既払込保険料等の総額 円	死亡した保険契約者等の 既払込保険料等 円
	評価日 1 保険契約者等の死亡日 2 契約者変更の効力発生日	保険契約者等の 死亡日 年月日 (摘要)	契約者変更の 効力発生日 年月日 (年月日提出)
保険会社等 所在地 名称	法人番号		

(用紙 日本産業規格 A6)

備考

- 一 新保険契約者等の欄には、生命保険契約又は損害保険契約（共済契約を含む。）の契約者の死亡に伴う当該契約の契約者の変更（以下「契約者変更」という。）の手続をした場合における当該契約者変更後の契約者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地を記載すること。
- 二 死亡した保険契約者等の欄には、契約者変更前の契約者の氏名及び住所又は居所を記載すること。
- 三 解約返戻金相当額の欄には、二の契約者の死亡日又は契約者変更の効力発生日のいずれかの日（以下「評価日」という。）において当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額を記載すること。
- 四 評価日の欄には、三の解約返戻金相当額に係る評価日に対応する番号を○で囲むこと。
- 五 保険会社等の法人番号欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第15項に規定する法人番号を記載すること。
- 六 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。

第九号書式

信託に関する受益者別（委託者別）調書				
○ 特定委託者 委託者	受 益 者 特 定 委 託 者 委 託 者	住 所 (住所) 又 は 所在 地	氏名又は名 称	
			個人番号又 は法人番号	
			氏名又は名 称	
信託財産の種類	信託財産の所在場所	構造・数量等	信託財産の 価額	
信託に関する権利の内容	信託の期間	提出事由	提出事由の生じた日 記号番号	
自 · · · 至 · · ·		· ·		
(摘要) (令和 年 月 日提出)				
○ 受託者	所在 地又は住所(居所)	(電話)		
	営業所の所在地等 名 称 又 は 氏 名	(電話)		
	法人番号又は個人番号			

(用紙 日本産業規格 A6)

備考

- 一 「受益者」、「特定委託者」及び「委託者」の欄の「個人番号又は法人番号」の欄には、当該受益者、特定委託者及び委託者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。
- 二 「特定委託者」の欄には、相続税法第9条の2第5項に規定する特定委託者に関する事項を記載する。ただし、この調書を四に掲げる場合に該当することにより提出するときには、信託法第182条第1項第2号に規定する帰属権利者（以下「帰属権利者」という。）又は同法第177条に規定する清算受託者に関する事項を記載するものとする。

三、「信託財産の価額」の欄には、信託財産に属する財産を相続税法第22条から第25条までの規定により評価した価額(当該財産のうちこれらの規定により評価することが困難であるものについては、当該財産の見積価額。五7において同じ。)の合計額を記載する。

四、「提出事由」の欄には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事由を記載する。

- 1 相続税法第59条第3項第1号に規定する信託の効力が生じた場合 効力発生
- 2 相続税法第59条第3項第2号に規定する受益者等が変更された場合 受益者変更
- 3 相続税法第59条第3項第3号に規定する信託が終了した場合 信託終了
- 4 相続税法第59条第3項第4号に規定する信託に関する権利の内容に変更があつた場合 権利内容変更

五、摘要欄には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載する。ただし、7の場合において、7に規定する従前信託について信託に関する受益者別(委託者別)調書を提出しているとき、又は当該従前信託以外の信託に関する受益者別(委託者別)調書を摘要欄に当該7に規定する従前信託に係る7イからハまでの事項を記載したものを提出しているときは、この限りでない。

- 1 受益者又は特定委託者が存しない場合 その存しない理由
- 2 相続税法第9条の第1項に規定する受益者遺嘱型信託の場合 その旨、その条件及びその期限並びに新たに信託に関する権利を取得する者又は同項の受益者指定権等を有する者の名称又は氏名及び所在地又は住所若しくは居所
- 3 法人税法第29条の2に規定する法人課税信託である場合 その旨
- 4 信託法第182条第1項第1号に規定する残余財産受益者又は帰属権利者の定めがある場合 その旨、これらの者の名称又は氏名及び所在地又は住所若しくは居所並びに一に規定する法人番号又は個人番号

5 この調書を四2又は3に掲げる場合に該当することにより提出するとき 変更前(終了直前)の受益者又は特定委託者の名称又は氏名及び所在地又は住所若しくは居所

6 この調書を四4に掲げる場合に該当することにより提出するとき 「信託財産の種類」、「信託財産の所在場所」、「構造・数量等」、「信託財産の価額」、「信託に関する権利の内容」及び「信託の期間」の欄に係る変更のあつた事項についての変更前の内容

7 その年の1月1日からその信託につき四1から4までに定める事由が生じた日の前日までの間に当該信託と受益者(受益者としての権利を現に有する者の存しない信託にあつては、委託者。)が同一である他の信託(以下「従前信託」という。)について当該事由が生じていた場合で、当該信託の信託財産に属する財産を相続税法第22条から第25条までの規定により評価した価額と当該従前信託の信託財産に属する財産をこれらの規定により評価した価額との合計額が50万円を超えることとなることからこの調書を提出することとなつたとき 当該従前信託に係るイからハまでに掲げる事項

イ 委託者及び特定委託者の名称又は氏名及び所在地又は住所若しくは居所(委託者別の調書の場合には、委託者に係る事項を除く。)

ロ 信託財産の種類、信託財産の所在場所、構造・数量等、信託財産の価額、信託に関する権利の内容及び信託の期間(提出事由が四4に定める事由である場合にあつては、信託に関する権利の内容の変更前後のこれらの事項)並びに提出事由、提出事由の生じた日及び記号番号

ハ 1から6までに定める事項

六 受託者の「所在地又は住所(居所)」の欄には受託者の本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所を、「営業所の所在地等」の欄には受託者が信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を、「法人番号又は個人番号」の欄には受託者の一に規定する法人番号又は個人番号を記載する。

七 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。